

特定の経営課題について専門家の助言を受けたい

134

経営実務支援事業

特定の経営課題を抱える中小企業・ベンチャー企業に、経験を通して培われた知識・ノウハウが豊富な専門家を派遣し、実務的な見地からアドバイスを行います。

● 対象となる方

経営課題のなかでも特定の経営課題をもち、かつ、受け入れ体制が整っている中小企業

● 支援の内容

大手企業等での実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、特定の経営課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスを行い、社内人材の育成や経営向上をサポートします。

【派遣の期間】

5か月10回以内

【派遣の費用】

企業が負担する費用は、8,200円/人・日(専門家派遣費用の1/3相当額)で、残りの2/3相当額は中小機構が負担します。専門家に対する謝金、旅費その他の企業負担はありません。

● ご利用の方法

○経営課題の解決に最適な支援をご提案するために、まずは下記お問い合わせ先へご相談ください。

○無料の窓口相談(予約制)の他にも、お電話・メールによるご相談も受け付けています。

◆ 経営相談ホットライン

0570-009111(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

※携帯電話、PHS、IP電話、自動車電話、列車公衆電話、船舶電話からは利用できません。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済で、いわば「経営者の退職金制度」です。

● 対象となる方

- ・常時使用する従業員の数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業にあつては5人)以下の個人事業主、共同経営者又は会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下であつて、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

● 支援の内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合等に掛金の納付月数・総額に応じ共済金が支払われます。

○ 毎月の掛金

- ・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内(500円単位)で自由にお決めください。また、加入後増額、減額することもできます。

○ 税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・一括して受け取れる共済金は退職所得、10年又は15年で受け取られる分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

○ 契約者貸付け制度

- ・納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付け(一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け)を受けることができます。

● ご利用の方法

- (1) 最寄りの金融機関又は中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けた上で、契約申込書に申込金(1か月分の掛金相当)を添えて申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構(中小機構)から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
- (3) 2か月目以降の掛金は口座振替になっています。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体で共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室
コールセンター TEL. 050-5541-7171
独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
共済部 共済普及課
TEL. 022-393-4138
全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
山形県中小企業団体中央会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

● 対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

● 支援の内容

取引先企業が倒産(注)し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額(貸付限度額8,000万円)の貸付けを受けることができます。(注:倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、銀行取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理、災害による不渡り、特定非常災害による支払不能をさし、「夜逃げ」などは含まれません。)

【毎月の掛金】

・掛金金額は5,000円から200,000円の範囲内(5,000円単位)で設定でき、加入後増額、減額することもできます。掛金総額が800万円まで積立てることができます。

【税法上の特典】

・毎年の掛金は必要経費(個人)又は損金(法人)に算入できます。

【共済金の貸付けの条件】

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付を受けた共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。
- ・償還計画は貸付け額に応じて5年～7年(うち据置期間6か月)の毎月均等償還です。

【一時貸付け金制度】

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の95%の範囲内で貸付けを受けることができます。

● ご利用の方法

- (1)最寄りの金融機関又は中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。
- (2)中小企業基盤整備機構から共済契約締結書をお送りします。
- (3)取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付け請求をしてください。
- (4)中小機構の審査が済み次第、共済金貸付け決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室
コールセンター TEL. 050-5541-7171
独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
共済部 共済普及課
TEL. 022-393-4138
全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
山形県中小企業団体中央会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

事業主が(独)勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び掛金を納付することにより、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

● 対象となる方

中小企業者

● 支援の内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

中小企業の常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度(中退共)と、特定の業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度(それぞれ建退共、清退共、林退共)があります。

【助成措置】

1 一般の中小企業退職金共済制度

(1)初めて加入する事業主に対して、掛金月額 $1/2$ (従業員ごとに上限5,000円)を、加入後4か月目から1年間、国が助成します。

※社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主および解散存続厚生年金基金から移行の希望を申し出た事業主は、(1)の対象になりません。

(2)18,000円以下の掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額分の $1/3$ を増額した月から1年間、国が助成します。

※同居の親族のみを雇用する事業主は、(1)、(2)ともに対象になりません。

2 特定業種退職金共済制度

新たに加入した従業員(被共済者)について、掛金の一部を国が助成します。

● ご利用の方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

URL <http://www.taisyokukin.go.jp/>

お問い合わせは各事業本部へ

【中退共】中小企業退職金共済事業本部

TEL. 03-6907-1234

【建退共】建設業退職金共済事業本部

TEL. 03-6731-2866

【清退共】清酒製造業退職金共済事業本部

TEL. 03-6731-2887

【林退共】林業退職金共済事業本部

TEL. 03-6731-2887

BCP(事業継続計画)を策定したい

138

中小企業BCP(事業継続計画)策定運用指針

自然災害等による事業中断を最小限にとどめ、中核となす事業の継続・早期復旧を可能とするためのBCP(事業継続計画)の策定が効率的に行えます。

● 対象となる方

BCP(事業継続計画)を策定・運用しようとしている中小企業

● 支援の内容

中小企業の特長や実情を踏まえ、BCP(事業継続計画)の策定や継続的な運用をして頂くために、「中小企業BCP策定運用指針」を作成しています。

この指針は、BCPを策定するために必要な様式を含め、ホームページで公開しています。

※BCP(事業継続計画)とは

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画のことです。

● ご利用の方法

◆ 中小企業BCP策定運用指針のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

お問い合わせ先

東北経済産業局 産業部 中小企業課

TEL. 022-221-4922 FAX. 022-215-9463

防災のための施設整備をしたい

139

防災施設整備融資制度(BCP融資)

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP(事業継続計画)を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

貸与対象者	中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP(事業継続計画)に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業	
貸与条件	限度額	7億2千万円
	期間	20年以内(うち据置期間2年以内)
	利率	基準利率(ただし、2億7千万円を限度として特別利率②(地域防災協定等を締結するなど、地域と連携したBCPに基づく場合は土地に係る資金を含め特別利率②))
	担保・保証条件	経営者本人の個人保証を免除する制度を利用することができます。
取扱金融機関	日本政策金融公庫(中小企業事業)	

● ご利用の方法

申し込み時に各機関に必要な書類を提出してください。必要書類については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル. 0120-154-505

突然の自然災害から事業を復旧させたい

140

災害復旧貸付制度

災害による影響を受けた中小企業の皆様は、事業復旧のための融資を受けることができます。

貸与対象者		災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者
貸与条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】貸付制度ごとの融資限度の額に1災害につき3,000万円を上乗せ
	期間	【日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)】 設備・運転資金ともに10年以内(うち据置期間2年以内)
	利率	基準利率 (激甚災害等に指定された場合、1,000万円までの金利引下げ措置あり)
	担保保証条件	被災状況に応じ弾力的に対応(注1) (激甚災害等に指定され、一定の要件に該当する場合、3,000万円まで無担保で貸付が可能【日本政策金融公庫(中小企業事業)】) (注1)日本政策金融公庫(中小企業事業)においては、経営者本人の個人保証を免除する制度が利用可能
取扱金融機関		日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)

● ご利用の方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。必要書類については下記お問い合わせ先にてご確認ください。

【危機対応円滑化支援業務を活用した災害復旧資金】

災害等の国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機においては、商工中金においても日本公庫(中小企業事業)の災害復旧貸付と同様の融資制度を用意しています。なお、対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせください。

※全国各支店一覧についてはホームページをご覧ください。

URL <http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/index.html>

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
商工組合中央金庫 お客様サービスセンター
TEL. 0120-079-366

141 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金

家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備の設置に対して補助を行います。

● 補助対象設備及び要件、補助率等

設備の種類	設備の要件	設備の用途	交付の対象者	補助金額又は補助率（上限）
太陽光発電設備	発電出力10kW未満	住宅用、事業所用	個人 法人	2.5万円/kW (20万円)
木質バイオマス燃焼機器 (ペレット・チップ・薪・モミ ガライトストーブ及びボイラ ー)	—	住宅用、 事業所用、 農業用施設用	個人 法人	ストーブ：1/3 (10万円) ボイラー：1/10 (20万円)
太陽熱利用装置	集熱面積2㎡以上	住宅用	個人	1/10 (5万円)
地中熱利用空調・融雪装置	COP3.0以上	住宅用	個人	1/10 (20万円)

● 受付期間等

(1) 太陽光発電設備

- 申込書の受付期間：平成27年4月1日(水)～平成28年2月29日(月)
- 交付申請書(兼実績報告書)の提出期限：
事業完了後30日を経過する日又は平成28年3月31日(木)のいずれか早い日

(2) 太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備

- 交付申請書の受付期間：平成27年4月1日(水)～平成28年2月29日(月)
- 実績報告書の提出期限：
事業完了日後30日を経過する日又は平成28年3月31日(木)のいずれか早い日

※受付期間中であっても、補助金の交付申請額の合計額が予算額に達した日の翌日以後においては、受付を停止します。

● 受付窓口

特定非営利活動法人 ビルトグリーンジャパン

〒990-2303 山形市蔵王上野南坂1046-1 (TEL 023-673-9501)
HPアドレス : <http://www.builtgreen-jp.org/index.html>

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課
再エネ・省エネ導入支援担当

TEL. 023-630-3068 FAX. 023-630-2133

再生可能エネルギー設備の導入について支援を受けたい

142

山形県再生可能エネルギー発電事業促進資金 利子補助金

県内の再生可能エネルギー導入を促進するために、商工業振興資金「再生可能エネルギー発電事業促進資金」を借り入れて、電力供給事業を実施する方に、当該借り入れに係る利子相当額を補助します。

● 利子補助の内容

事業規模 (電力供給事業)	商工業振興資金 (再生可能エネルギー発電事業促進資金)			再生可能エネルギー発電事業促進資金 利子補助事業	
	区分	貸付 利率	貸付 限度額	発電の種別	補助額
大規模事業 (1000kW 以上)	1号 資金	1.5%	20億円	風力発電 地熱発電 太陽光発電※2 バイオマス発電	左記資金の 利子支払額 ※3
中小規模事業 (50kW以上)	2号 資金 ※1	1.8%	1.5億円	風力発電 地熱発電 太陽光発電※2 バイオマス発電	左記資金の 利子支払額 ※3

※1 商工業振興資金「再生可能エネルギー発電事業促進資金2号資金」は、中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方を対象としており、50kW未満の方も融資を受けることが可能です。

※2 太陽光発電の対象者は、平成26・27年度に再生可能エネルギー発電設備認定を受けた県内民間事業者に限定します。

※3 商工業振興資金の融資対象と利子補助事業の補助対象が異なる場合があります。
(EX. 用地取得費は融資対象になりますが、補助対象にはなりません。)

・補助回数：年2回／上期(4月～9月分)、下期(10月～3月分)

・補助期間：平成28年3月末まで

・県補助金の詳細や応募様式は、県のホームページでご確認ください。

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

ホーム≫組織で探す≫環境エネルギー部≫エネルギー政策推進課≫【エネルギー政策推進課】再生可能エネルギー発電事業促進資金利子補助金事業について
(平成27年度)

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課
再エネ事業推進担当

TEL. 023-630-3049 FAX. 023-630-2133

省エネルギー対策を進めたい

143

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新、エネルギーマネジメントシステム(EMS)導入の費用について補助を行います。

● 対象となる方

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

● 支援の内容

事業区分	名称	補助率		
I	省エネ設備・システム導入支援	補助対象経費の1/3以内	Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の1/2以内 ※Ⅲ単体での申請は不可	連携事業を実施する場合は、補助対象経費の1/2以内 ※Ⅱ単体では適用しない
II	電気需要平準化対策設備・システム導入支援			

「Ⅰ. 省エネ設備・システム導入支援」とは

工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修による省エネルギー事業。

「Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援」とは

工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、電気需要平準化時間帯の電力使用量を削減する事業。

「Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合」とは

エネマネ事業者と連携し、省エネ設備・システム等又は電気需要平準化対策設備・システムに加え、EMSを用いた設備の制御により、より一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業。

「連携事業」とは

複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、複数事業者による複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通により省エネルギーを行う先端的設備・システムを導入する事業。

※平成27年度事業は、予算成立後にスケジュール公表予定。

● ご利用の方法

詳しい内容については、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

URL <http://sii.or.jp/cutback/>

お問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

TEL. 03-5565-4463 FAX. 03-5565-4462

東北経済産業局 資源エネルギー環境部

エネルギー対策課

TEL. 022-221-4932 FAX. 022-213-0757

省エネルギー対策を進めたい

144

エネルギー使用合理化事業者支援補助金 (民間団体等分(天然ガスに係るもの))

ボイラ、工業炉等のエネルギー多消費型設備について、省エネルギー化を図りつつ、CO₂排出量の削減に寄与する天然ガス高度利用設備の導入を促進します。

● 対象となる方

対象設備の更新又は改造を行う事業者(全業種。ただし家庭用需要を除く。)

● 支援の内容

【対象事業】

燃焼エネルギーを利用する工業炉等、ボイラ、冷温水機等のエネルギー多消費型設備に対し、以下のすべての要件に適合する設備の更新又は改造を行い、省エネルギー性、省CO₂性に優れていると認められるものを対象としています。

- 1) 対象設備を更新又は改造して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- 2) 対象設備がエネルギー多消費型設備の基準(更新・改造前設備で判定)に該当すること。
- 3) そのほか、省エネルギー、省CO₂効果などの要件があります。

【補助率】

補助対象経費の1/3以内

● ご利用の方法

平成27年度の公募情報等詳しい内容については、ホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください。

URL <http://www.gasproc.or.jp/ngas/main.html>

お問い合わせ先

一般社団法人都市ガス振興センター 事業部
天然ガス化普及促進グループ
TEL. 03-3502-5596 FAX. 03-3502-5821
東北経済産業局 資源エネルギー環境部
ガス事業室
TEL. 022-221-4936 FAX. 022-213-0757

145 | ビル・工場の省エネルギー・節電診断

ビル・工場の省エネ・節電を推進するために熱・電気の専門家を派遣し、診断、改善提案、アフターフォローを実施し、中小企業等の省エネ・節電の推進をサポートします。

● 対象となる方

- ・年間エネルギー使用量原油換算値で100kl以上1,500kl未満のビル・工場
- ・中小企業基本法で定める中小企業者にあつては上下限適用なし。

● 支援の内容

- ・診断希望者から「診断申込書」が提出された場合、ビル・工場の省エネを推進するために熱・電気の専門家による省エネ診断の実施。
- ・診断実施後1ヵ月以内に診断報告書取りまとめ・送付。
- ・診断報告書に基づく説明会の実施。
- ・診断に関連する各種相談への対応。

● ご利用の方法

省エネルギーセンターホームページにアクセスして、申込書に必要事項を記入してFAX(022-221-1752)またはe-mail(thk@eccj.or.jp)でお申し込みください。
URL <http://www.shindan-net.jp/service/index.html>

※ 平成27年度事業は、予算成立後、決定予定。

お問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター東北支部
TEL. 022-221-1751 FAX. 022-221-1752

天然ガスコージェネレーションや自家発電設備等の分散型電源の設置を促進することにより、省エネルギーや電力需給の安定化等を図ります。

ガスコージェネレーション推進事業

● 対象となる方

天然ガスコージェネレーションによる分散型電源を導入する事業者
(家庭用需要を除く全業種)

● 支援の内容

合計発電出力5kw以上10,000kw未満

【対象事業】

- ・対象設備に使用する燃料は、天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- ・対象設備は、高効率型天然ガスコージェネレーション設備、天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備、燃料電池であって、技術的新規性若しくは総合的な高効率性を有すること。
- ・対象設備には、燃料使用量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。

【補助率】

(1) 地方自治体等: 補助率1/2以内

(2) 民間団体: 補助率1/3以内

※平成27年度の公募については、下記お問い合わせ先に問い合わせください。

※合計発電出力10,000kw以上の場合は助成内容が異なりますので、
詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

【ガスコージェネレーション推進事業】

一般社団法人都市ガス振興センター 事業部

CGS普及促進グループ

TEL. 03-3502-5550 FAX. 03-3502-5821

再生可能エネルギー熱利用設備等の導入について支援を受けたい

147 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金

再生可能エネルギー熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

● 対象となる方

再生可能エネルギー熱利用※設備を設置する民間事業者
(県補助金については、県内に主たる事務所を有する民間事業者)

※再生可能エネルギー熱利用の種別
太陽熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
雪氷熱利用、地中熱利用

● 支援の内容

1 国の補助金

- (1)再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業
民間事業者による熱利用設備導入に対して補助を行います。
【補助率】 1/3以内
【上限額】 原則として10億円
【応募受付期間】 平成27年3月20日～11月30日
- (2)地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業(社会システム枠)
地方公共団体と連携して民間事業者が行う熱利用設備導入に対して補助を行います。
【補助率】 1/2以内
【上限額】 原則として10億円
【応募受付期間】 平成27年3月20日～11月30日

2 県の補助金

- 上記1(1)の国の補助金の交付を受ける場合の上乗せ補助を行います。
【補助率】 1/6以内
(国の補助と併せると、(1)について1/2)
【上限額】 (1)についてのみ10,000千円
【応募受付期間】 平成27年4月1日～11月30日

● ご利用の方法

国の補助金の詳しい内容については、(一社)新エネルギー導入促進協議会のホームページをご覧ください。
URL <http://www.nepc.or.jp/renewable/index.html>
県の補助金の詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【国の補助金に関すること】
一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
TEL. 03-5979-7788 FAX. 03-3984-8006

【県の補助金に関すること】
山形県環境エネルギー部 エネルギー政策推進課
エリア供給担当
TEL. 023-630-3053 FAX. 023-630-2133

再生可能エネルギーの導入について支援を受けたい

148

独立型再生可能エネルギー発電システム等 対策費補助金

蓄電池を含めた自家消費向けの再生可能エネルギー発電システムに対する支援を行い、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

● 対象となる方

再生可能エネルギー発電システム設備導入を行う事業者

【再生可能エネルギーの内訳】

・太陽光発電 ・風力発電 ・バイオマス発電 ・小水力発電 ・地熱発電 等
(上記のうち「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とします。)

● 支援の内容

○地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業【補助率1/2以内】

地方自治体等による再生可能エネルギー発電システム設備導入及び地方自治体と連携して行う設備導入に対して補助を行います。

また、地方自治体でなくとも、災害等の緊急時等に地域の防災拠点に蓄電池を提供することを条件に、民間事業者が取り組む再生可能エネルギー発電設備と蓄電池の導入 に対して補助を行います。

○再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業【補助率1/3以内】

民間事業者による設備導入に対して補助を行います。

平成26年度補正予算 継続事業分 (公募期間:平成27年3月2日～3月31日)

※ 募集は終了しました。

平成26年度補正予算 新規事業分 (公募期間:平成27年3月20日～11月30日)

お問い合わせ先

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

TEL. 03-5979-7621

東北経済産業局 資源エネルギー環境部

エネルギー対策課

TEL. 022-221-4932 FAX. 022-213-0757

149

グリーン投資減税

最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備への投資に対する税制優遇措置が受けられます。

● 対象となる方

青色申告書を提出する法人又は個人

● 支援の内容

再生可能エネルギー設備等を取得し、かつ取得をした日から1年以内に事業の用に供した場合の30%特別償却、又は7%税額控除(中小企業のみ)。
風力発電設備については、初年度即時償却(100%)が可能。
措置期間は、平成27年度末まで。

※国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等したものは対象となりません。

● ご利用の方法

詳しい内容については、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html

お問い合わせ先

管轄の税務署(巻末 関係機関連絡先一覧参照)
東北経済産業局 資源エネルギー環境部
エネルギー対策課
TEL. 022-221-4932 FAX. 022-213-0757

再生可能エネルギー関連分野へ参入したい

150

再生可能エネルギー関連分野への参入支援

県内における新エネルギー関連産業の振興を図ることを目的に、平成24年6月に山形県新エネルギー産業事業化促進協議会を設立しました。
協議会では、企業が新エネルギーへの基本的な知識を得るための太陽光発電などのテーマ別研修会や技術研修会等を開催します。

● 対象となる方

山形県内の企業、大学等の研究教育機関、産業支援機関、行政機関等

● 支援の内容

情報の共有や技術力の強化等に取り組みます。

(1)情報の提供

○テーマ別研修会

太陽光・風力・小水力・バイオマス・熱利用など、テーマ別に研修会を開催

○技術研修会、現地研修会

研究機関等が研究している技術や民間の最新の技術を紹介し、現地研修会を実施

(2)技術提案会(予定)

○メーカーが求める技術・製品の提案会を開催。県内企業との新たなビジネスマッチングを創出

● ご利用の方法

入会申込書をご提出願います。様式は、県ホームページ「山形県新エネルギー産業事業化促進協議会」サイトからダウンロードのうえ、お申し込みください。

URL <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110002/shinene-jigyouka.html>

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課
ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2358 FAX. 023-630-2695

環境に配慮した経営を行いたい

151

エコドライブ推進モデル事業所登録制度事業

エコドライブ推進モデル事業所を認定し、広く県民に顕彰します。

● 対象となる方

次世代自動車の導入・利用促進、エコドライブの実践等に率先して取り組んでいる事業所又はこれから取り組む事業所

● 支援の内容

エコドライブの実践等に率先して取り組んでいる事業所又はこれから取り組む事業所を「エコドライブ推進モデル事業所」として登録認定証を交付し、広く県民に顕彰します。

● ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 環境企画課
地球温暖化対策担当

TEL. 023-630-2336 FAX. 023-630-2133

特定非営利活動法人山形県自動車公益センター

TEL. 023-673-0251 FAX. 023-673-0252

152

山形県環境アドバイザー派遣事業

環境問題についての理解を深めていただくため、中小企業などが実施する講演会や学習会に県が委嘱している環境アドバイザーを講師として派遣します。派遣費用は県が負担します。

● 対象となる方

中小企業、学校、住民団体、公民館等

【派遣の対象】

主として、山形県民を対象とし、山形県内で実施される環境問題・環境保全に関する講演会学習会です。なお、原則として受講者が20人以上であって、政治、宗教及び営利を目的としないものが対象です。

【主催者にいただくこと】

主催者(派遣を申請した方)にいただくことは以下のとおりです。

- ・会場の手配、準備
- ・派遣が決定したアドバイザーとの打合せ
(当日、準備する資料やプロジェクター、OHPなどの機材等)
- ・講演会等終了後の実績報告書の提出
(HPでダウンロードできます。詳しくは下記までお問い合わせください。)

【講師料】 無料 ※講座内容によっては、材料代等が発生する場合があります。詳しくは下記までお問い合わせ願います。

● ご利用の方法

派遣申請書(HPでダウンロードできます。)を、原則としてアドバイザーの派遣を受けようとする日の1か月前までに下記問い合わせ先まで提出してください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境科学研究センター 環境企画部

TEL. 0237-52-3132、3124 FAX. 0237-52-3135

環境に配慮した経営を行いたい

153

エコアクション21、山形エコアクション21

山形エコアクション21(以下、「山形EA21」という)は、中小事業者でも取り組みやすい、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」(以下「EA21」という。)に、地産地消などの山形県独自の要求事項を追加したシステムです。

● 対象となる方

効率的に環境への配慮・取組みを行いたい中小企業者

● 事業概要

◆ 認証・登録のメリット

- (1) 山形EAガイドラインに沿って取り組むことで、地域に特化した環境への取組みを進めることができます。
- (2) 省資源、省エネルギー及び廃棄物削減により、経費削減につながります。
- (3) 認証を受けることにより社会的信頼性が向上し、行政や取引先の環境配慮要求基準に対応しやすくなります。

◆ 山形EA21への取組みの流れ

実施体制を整えたら、まず「山形EA21環境への取組の自己チェックリスト」により現状を把握し、その結果を踏まえて取組みに着手します。

以後、定期的に取り組み状況の確認・評価を行い、問題があれば是正処置等を実施します。これを繰り返すことにより、継続的改善を図っていくことができます。

※「山形EA21環境への取組の自己チェックリスト」については、下記までお問い合わせください。

● ご利用の方法

認証・登録するためにはEA21審査人による所定の審査を受け、かつ判定委員会の審議により、山形EA21ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

事業者の認証・登録期間は2年間で、登録1年後に中間審査、2年以内に更新審査をそれぞれ受けることが必要です。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人環境ネットやまがた
エコアクション21地域事務局

TEL. 023-679-3340 FAX. 023-679-3389

山形県環境エネルギー部 環境企画課

地球温暖化対策担当

TEL. 023-630-2335 FAX. 023-630-2133

154

地球温暖化防止活動推進員の派遣

地域における温暖化防止に関する知識の普及のため出前講座を行います。

● 対象となる方

事業所、学校、住民団体、公民館等

● 支援の内容

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する講座を行います。

【講座例】「地球温暖化の現状・仕組み」「省エネルギー」「ごみ減量・リサイクル」「森林関係」

【講師料】 無料

● ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境科学センター 環境企画課

TEL. 0237-52-3132 FAX. 0237-52-3135

山形県環境エネルギー部 環境企画課

地球温暖化対策担当

TEL. 023-630-2336 FAX. 023-630-2133

リサイクル等の技術の研究開発について支援を受けたい

155

3 R 研究開発事業費補助金

廃棄物分野における3R(発生抑制:Reduce、再使用:Reuse、再生利用:Recycle)技術の研究開発等について支援します。

(1)先導的研究開発事業

内容	廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究、技術、商品開発で研究難易度が高く、かつ産学連携による先導的な3R技術の研究開発
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	原材料費、機械装置費、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費
補助金額	1,000万円以内(補助対象経費の2/3以内)
補助期間	1年以内(ただし、2年延長可)
募集時期	2月、4～5月(※採択状況により追加募集を行う場合あり)

(2)研究開発・事業化調査事業

内容	・廃棄物を対象とした発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発、(上記(1)の事業を除く)既存技術の改良、循環システム構築、廃棄物を使用した商品開発、事業化調査等 ・産業廃棄物業排出業者がゼロエミッションを推進するための計画策定費
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	原材料費、機械装置費、外注加工費、謝金、費用弁償、委託費
補助金額	250万円以内(補助対象経費の1/2以内)
補助期間	1年以内(年度内)
募集時期	2月、4～5月(※採択状況により追加募集を行う場合あり)

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課
リサイクル・環境産業担当
TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

リサイクル施設等の整備について支援を受けたい

156

循環型産業施設整備事業費補助金

地域循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するための施設等整備に対して支援します。

(1)リサイクル施設・設備整備事業

内容	(1)廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とする施設等の整備 (ただし、専ら一般廃棄物のみを対象とするものは除く) (2)廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進を目的とする施設・設備のうち、3R推進に寄与する研究・開発により考案された施設・設備の整備
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等
補助金額	2,000万円以内(補助対象経費の1/3(NPO等は1/2)以内)
募集時期	2月、4～5月(※採択状況により追加募集を行う場合あり)

(2)リサイクルポート立地支援施設整備事業

内容	上記(1)のうち、酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地におけるもの
対象となる方	県内に事業所を有する企業・団体等
対象経費	構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等
補助金額	3,000万円以内(補助対象経費の1/2以内)
募集時期	2月、4～5月(※採択状況により追加募集を行う場合あり)

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課
リサイクル・環境産業担当
TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

小型家電のリサイクル施設等の整備について支援を受けたい

157

小型家電リサイクル施設・設備整備支援事業 費補助金

地域循環型社会の構築をめざし、小型家電の再資源化を推進するための施設等整備に対し支援します。

内容	小型家電の再資源化の推進を目的とする施設等の整備
対象となる方	県内に事業所を有する企業
補助対象経費	建築物費、構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等の、小型家電の再資源化を推進するための施設等の整備に要する経費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	2,000万円(事業費ベースで4,000万円)
採択基準	①小型家電リサイクル法で定める認定を受けている、又は同法令で定める基準等に適合していることが確認できること ②再資源化・リサイクル等の効果 ③事業の安定性 ④事業の優位性・波及効果等
募集時期	4～5月(※採択状況により追加募集を行う場合あり)

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー一部循環型社会推進課
リサイクル・環境産業担当

TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

リサイクル製品について販路を拡大したい

158

山形県リサイクル製品の認定制度

県内のリサイクル製品が広く利用されるよう、県内で製造・加工されるリサイクル製品を県が認定します。

内容	山形県内で発生する廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なリサイクル製品を認定します。認定を受けた製品は、「山形県リサイクル認定製品」として、認定マークを表示して販売することができます。
認定を受けるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・県は自ら、認定を受けた製品を優先的に購入するように努めます。 ・県の建設工事で山形県リサイクル認定製品を受注者の提案により利用する場合、工事成績評定において加点されるなどの優遇措置があります。 ・県民や事業者の皆さまにも広くPRしていきます。 ・販路拡大に向けた各種施策を展開していきます。
留意事項	認定に向けての審査があります。県の関係各課で構成する予備審査会と、学識経験者等で構成する審査会で審査を行います。
認定期間	認定日から3年間(期間終了後、再申請可)
申請時期	年2回(春、秋)

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

159

山形県リサイクル認定製品販売促進支援事業費補助金

山形県リサイクル製品認定制度により認定している製品に対する支援として、認定事業者等が行う製品の販売促進のための取組みに対して、経費の一部を助成します。

対象となる方	山形県リサイクル認定製品の認定事業者又はその製品を製造する事業者
対象経費	山形県リサイクル認定製品の販売促進に係る経費 ①製品パッケージ作成費(デザイン委託費に限る) ②紙面広告掲載費 ③テレビ・ラジオCM制作費 ④新規に作成するチラシ・パンフレット・ポスター・パネル作成費 ⑤その他知事が必要と認める経費
補助金額	上限10万円(補助対象経費の1/2以内)
申請時期	4月～2月

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課
 リサイクル・環境産業担当
 TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

廃棄物の発生抑制やリサイクル等について助言を受けたい

160

3R推進環境コーディネーターによる支援

3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)推進をはじめとした環境に関する必要な情報の提供や助言、課題解決の橋渡し等を行います。

● 対象となる方

排出事業者やリサイクル企業、産業廃棄物処理業者等

● 支援の内容

- 1 企業の課題やニーズの情報収集を行い、その改善や問題解決に向けて必要な助言、情報提供を行います。
- 2 企業、行政、学術研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、環境課題に取り組む活動を支援します。
- 3 複数の企業や学術研究機関等が連携することで環境問題を解決できるよう、その連携活動の立ち上げ支援や具体的な課題解決を支援します。

【具体的には】

- ・企業の実情に応じた減量・リサイクルに関するアドバイス
- ・企業間の資源循環のコーディネート
- ・県や国等の助成制度情報の提供、事業者が活用するための支援等
- ・リサイクル技術導入促進のための情報提供、相談、コーディネート
- ・排出業者、産業廃棄物処理業者、大学、研究機関をつなぐネットワーク化支援

3Rやゼロエミッションについて専門家による支援を受けたい

161

3Rコンサルティング支援事業

3Rへの取組みや企業のゼロエミッションを推進するため、専門家の派遣、診断、事業構築支援、企業等とのマッチング支援・調整などを行います。

● 対象となる方

県内に事業所を有する企業、共同組合、その他県が認めた団体

● 支援の内容

省資源、排出抑制、再資源などの3Rへの取組みや効率的なエネルギー活用等の企業のゼロエミッションを推進するため、専門家を派遣し、診断、事業構築支援、企業等とのマッチング調整などを環境に関する課題解決にむけ支援を行います。

※専門家の派遣費用:5回まで無料

● ご利用の方法

公益財団法人山形県企業振興公社に所定の用紙に必要事項を記載のうえ、申込下さい。なお、事前の御相談については、問合せ先に御連絡下さい。

お問い合わせ先

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課
リサイクル・環境産業担当
TEL. 023-630-2322 FAX. 023-625-7991

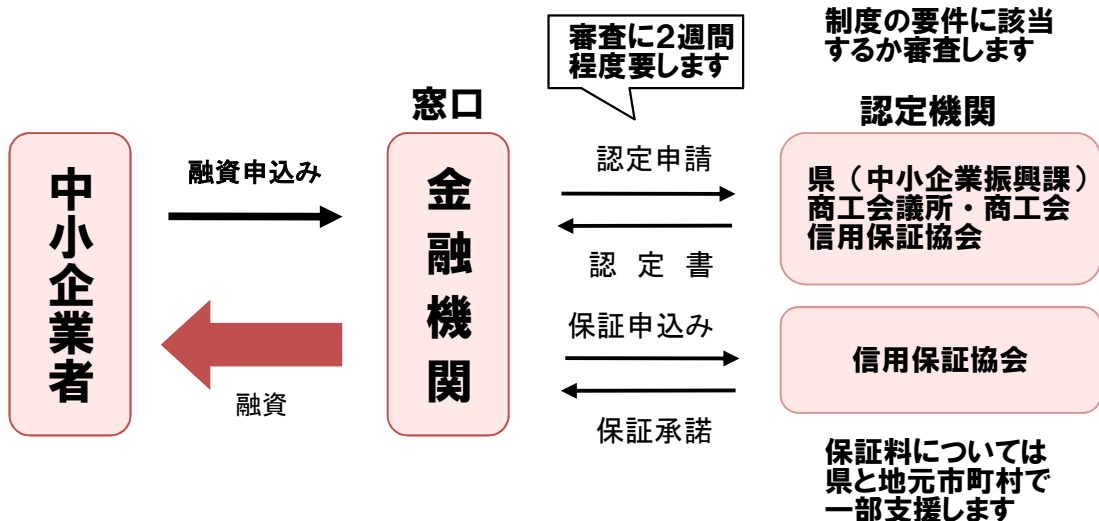
事業資金(設備資金・運転資金)の融資を受けたい

162

山形県商工業振興資金

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資します。本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。県が金融機関に融資原資の一部を預託することにより、低利融資を実現しています(産業立地促進資金は市町村も預託を行います)。

まずは金融機関にご相談ください



※融資・保証に際しては金融機関・保証協会の審査があります。ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者です。(中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。)

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、 その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

※資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
※個人事業主も対象となります。

● 取扱金融機関

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)
山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫
山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合
商工中金(山形支店・酒田支店)

事業資金(設備資金・運転資金)の融資を受けたい

平成27年度 山形県商工業振興資金 一覧

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の限度額)	期間 (据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
産業活性化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための設備投資を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資を行う方 ・集客力を高めるための店舗整備を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方 	1. 8%	1億5千万円 (5千万円)	設15年 (2年) 運7年 (2年)	県(中小企業振興課)	【金利優遇】「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で「実践(ゴールド)企業」、「優秀(ダイヤモンド)企業」の認定を受けた方、又は「宣言企業」に登録し、平成26年度以降に女性を管理職に登用した方(3人目まで)(△0.2%)
地域産業振興特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ①・「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方 ・「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方 ・「食産業王国やまがた推進事業費補助金」を受けて事業を行う方 ・「新連携」、「地域資源活用事業」、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方 ・「中心市街地活性化基本計画」に掲げる事業を行う方 ・BCP(事業継続計画)に基づく対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) ②・自動車又は航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品、バイオ技術を活用する事業又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方 	① 1. 6% ② 1. 4%	2億円 (8千万円) ※左欄(☆)については、3億円 (設備資金のみ)	設15年 (2年) 運7年 (2年)	県(中小企業振興課)	【金利優遇】②の要件に加え、従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員20名以下)の小規模企業者(△0.2%)
中小企業トータルサポート貸付	③ 「新ものづくり補助金」、「ものづくり・サービス補助金」又は「中小企業トータルサポート補助金(やまがた地域産業応援基金の助成を含む。)」を受けて事業を行う方	③ 1. 2%				
事業承継支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 	1. 2%	2億円 (8千万円)	設15年 (2年) 運7年 (2年)	県(中小企業振興課)	
開業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内で新たに中小企業者として開業する方 ② 廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方 	① 1. 4% ② 2. 1%	①5千万円 ②1千万円	① 設15年 (3年) ② 設10年 (3年) ①② 運10年 (2年)	開業先の 商工会、 商工会議所	【金利優遇】①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性創業者、若者(30歳以下)又はシニア(55歳以下)(△0.2%)
観光振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方 	1. 6%	① 1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備資金のみ)	設15年 (2年) 運7年 (2年)	県(中小企業振興課)	

事業資金(設備資金・運転資金)の融資を受けたい

平成27年度 山形県商工業振興資金 一覧

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の限度額)	期間 (据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
産業立地促進資金 (県外企業・大企業でも利用可能)	① 県内の工業団地等に立地しようとする方 ② 県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方に限る)で県内に新たに立地する方 ③ 県内工業団地等に立地している方又は②を利用して大規模に立地した方であって増設・増築を行う方	0.9%	20億円	15年 (3年)	県(中小企業振興課) 立地予定先の市町村	・立地先市町村の認定も必要 ・県外企業及び大企業も利用可能
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.8%	3億円 (5千万円)	設15年 (2年) 運7年 (2年)	県(中小企業振興課)	
小規模企業資金	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)の小規模企業者 ① 県特 … 原則として無担保 ② 特別小口 … 無担保・無保証人 ③ 小口零細 … 保証付き融資残高が1,250万円以下の方(原則として無担保)	① 2.1% ②③ 2.0%	①2千万円 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	設7年 (2年) 運7年 (2年)	信用保証協会	①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要
経営安定資金	① 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ② 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③ 「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④ 局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきたしている方	1.8%	①②③ 8千万円 (運転資金) ④ 8千万円 (8千万円)	①②③ 7年 (2年) ④ 設10年 (2年) 運10年 (2年)	①②③ 商工会、 商工会議所 ④ 県(中小企業振興課)	・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種をいいます。 ・④の「局地的災害」とは、山形県内で発生した災害で、県が指定したもの(平成27年4月1日現在、指定災害はありません)
地域経済変動対策資金	・原材料価格高騰の影響により、売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する「売上原価」の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方	1.8%	5千万円 (運転資金)	10年 (2年)	県(中小企業振興課)	【取扱期間】 平成27年4月1日～ 県が別途指定する日
中小企業再生支援資金	① 中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ② 金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③ 法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④ 私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	2.3%	8千万円 (5千万円)	①② 設15年 (2年) 運10年 (2年) ③ 設10年 (2年) 運7年 (2年) ④3年	県(中小企業振興課)	①②の場合は事前に経営改善計画を策定している必要があります。 【金利優遇】 ②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方(△0.2%)

事業資金(設備資金・運転資金)の融資を受けたい

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の限度額)	期間 (据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
再生可能エネルギー発電事業促進資金 (①は県外企業・大企業でも利用可能)	① 再生可能エネルギーを活用した大規模な(発電出力が概ね1,000Kw以上)電力供給事業を行う方 ② 中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	① 1.5% ② 1.8%	①20億円(設備資金のみ) ② 1億5千万円(設備資金のみ)	①17年(3年) ②17年(2年)	県(中小企業振興課)	風力・地熱・太陽光・バイオマス発電事業を行う方は、「同資金利子補助事業費」により利子補給の対象になる場合があります。 【利子補給回数】年2回 上期(4~9月分) 下期(10~3月分) 【利子補給期間】平成27年度末まで

※限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。
市場金利の動向等により、金利は変更になる場合があります。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 中小企業振興課 金融担当
TEL. 023-630-2359 FAX. 023-630-3267
山形県信用保証協会
TEL. 023-647-2247 FAX. 023-647-3201
最寄りの商工会・商工会議所、取扱金融機関

※まずは金融機関にご相談ください。

事業資金(設備資金・運転資金)の融資を受けたい

163

マル経融資(経営改善貸付)

商工会、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

貸付対象者	以下のすべての要件を満たす方 ・小規模事業者である ・商工会、商工会議所等の経営指導を原則として6か月以上受けている ・最近1年以上、同一商工会・商工会議所の地区内で事業を行っている ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税、消費税)を完納している	
資金用途	設備資金・運転資金	
貸付条件	限度額	2,000万円
	期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	1.25%(平成27年4月10日現在) 融資利率は金融情勢により変わることがあります。 詳しくは最寄りの商工会・商工会議所でご確認ください。
	担保・保証人	無担保・無保証人
取扱機関	最寄りの商工会・商工会議所	

● ご利用の方法

ご利用・ご相談を希望される方は、最寄りの商工会・商工会議所までご連絡ください。

お問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい

164

セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業の皆様は融資を受けることができます。

①経営環境変化対応資金

貸与対象者	社会的、経済的環境の変化(物価高騰、円高、株安、経済不安など)の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方 (注)利益が増加していても経常損失が生じる等、特定の要件を満たす場合は対象となります。	
貸与条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】4,800万円
	期間	設備資金15年以内 運転資金5年以内。特に必要な場合7年(平成28年3月31日までは8年)以内
	利率	【国民生活事業】基準利率、特別利率T、特別利率U ほか 【中小企業事業】基準利率(運転資金に限り、一定の要件に該当する場合は利率の控除(0.2%~0.8%)の適用可能)
	保証条件	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】 経営者本人の個人保証を免除する制度が利用可能

②金融環境変化対応資金

貸与対象者	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方	
貸与条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】別枠3億円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】別枠4,000万円
	期間	設備資金15年以内 運転資金5年以内。特に必要な場合7年(平成28年3月31日までは8年)以内
	利率	【国民生活事業】基準利率、特別利率T、特別利率U 【中小企業事業】基準利率
	保証条件	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】 経営者本人の個人保証を免除する制度が利用可能

一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい

③取引企業倒産対応資金

貸与対象者	関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方	
貸与条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】別枠3,000万円
	期間	5年以内。ただし、特に必要な場合 7年(平成28年3月31日までは8年)以内
	利率	基準利率(国民生活事業)、倒産対策利率
	保証条件	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】 経営者本人の個人保証を免除する制度が利用可能

● 取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)

● ご利用の方法

詳しい内容、必要書類については、日本政策金融公庫までお問い合わせください。

④危機対応業務を活用したセーフティネット貸付

国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機(平成27年3月現在、原材料・エネルギーコスト高及びデフレ脱却等)において、対象となる中小事業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫(中小企業事業)のセーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)と同様の融資制度をご用意しています。

● 取扱金融機関

商工中金

● ご利用の方法

対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【①②③について】
株式会社日本政策金融公庫
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)
【④について】
商工中金
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

新事業や企業再建等に取り組みたい

165

挑戦支援資本強化特例制度

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

● 支援の内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	【対象貸付制度】 適用できる主な融資制度 1 新規開業資金 2 女性、若者／シニア起業家資金 3 新事業活動促進資金 4 企業再建・事業承継支援資金 5 中小企業経営力強化資金 【対象要件】 以下のいずれの要件も満たす必要あり 1 地域経済の活性化にかかる事業を行うこと 2 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること	【対象貸付制度】 ①新企業育成貸付(新事業育成資金等) ②企業再生貸付(企業再建資金等) ③企業活力強化貸付(事業承継・集約、活性化支援資金等) ※別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり (1)地域経済振興に資する事業 (2)地域社会に不可欠 (3)先進性、新規性又は技術力が高い事業
貸付限度額	1貸付先あたり4,000万円	1貸付先あたり3億円
貸付利率	資本性ローン利率(7.25%～0.9%) ※ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。	劣後ローン利率(6.35%～0.4%) ※適用した貸付制度に基づき、貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。
貸付期間	5年1ヶ月以上15年以内	5年1ヶ月、7年、10年、15年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

(注)本特例の資金は、金融検査上自己資金とみなしうる資本性劣後ローンとなります。
 法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権(償還順位が同等以下のものを除く)に劣後します。

● ご利用の方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。
 必要書類については各機関にお問い合わせください。

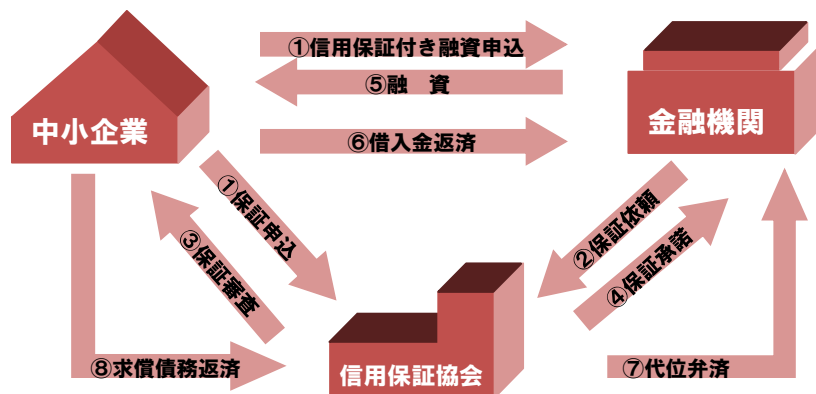
お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
 (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

信用保証制度とは、中小企業者の皆様が金融機関から事業資金の融資を受ける際保証協会の保証により、借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度です。

● 信用保証のしくみ

- ①中小企業者
信用保証協会、あるいは金融機関などへご相談ください。
- ②金融機関
保証協会に信用保証を依頼します。
- ③保証協会
中小企業者の皆様の保証審査を行います。
- ④保証協会
保証審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関
信用保証書に基づき融資を実行します。
- ⑥中小企業者
金融機関を通じて、信用保証料をご負担していただきます。
- ⑦中小企業者
融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済してください。
- ⑧保証協会
万一、何らかの事情により返済ができなくなった場合は、金融機関からの請求に基づき、借入金の残債務を中小企業者に代わって返済(代位弁済)します。(求償債務の発生)
- ⑨中小企業者
代位弁済を受けた後は、企業の体力・状況等に応じた新たな条件で、直接保証協会に求償債務を返済します。



● 信用保証協会利用のメリット

- ①融資がスムーズに受けられ、借入枠が拡大します。
保証協会が公的な「保証人」となり、金融機関にとっても債権が保全されるため、融資が受けやすくなり、金融機関プロパー融資との併用により借入枠が拡大します。
- ②資金繰りが安定します。
保証利用により長期資金の導入が容易になり、財務体質の強化や改善が図られ、前向きに事業経営に専念できます。また、「借換保証」を利用することにより、返済負担軽減が図られます。
- ③ニーズにあった融資が受けられます。
新規開業の方、流動資産を有効に活用したい方等、各種資金需要に対応した保証制度が利用できます。また、県・市町村制度の活用により、信用保証料や金利負担の軽減が図られます。
- ④資金の効率化が図られます。
「事業者カードローン」「当座貸越根保証」等の利用によって、必要な時に資金調達ができ、弾力的な資金運用が可能となり、資金の効率化が図られます。
- ⑤企業のステータス向上に役立ちます。
特定社債(私募債)の発行を保証する特定社債保証制度の利用により、資金調達の多様化が図られます。この制度は、一定の財務基準を満たす必要があるため、企業のステータス向上にも役立ちます。
- ⑥信用保証料は損金として処理できます。
信用保証料は、税法上、費用として認められています。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

創業資金を借りたい

167

創業等関連保証制度・創業関連保証制度

これから創業する方、事業を始めて間もない方を支援する保証制度です。円滑な創業資金の調達が出来ます。

● 対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

【創業等関連保証】

- ①事業を営んでいない個人が借入額と同額以上自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方
- ②事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方
- ③中小企業者である会社が新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画のある方
- ④事業を開始した日から5年を経過していない中小企業者である個人の方
- ⑤設立の日から5年を経過していない中小企業者である会社
- ⑥分社化し設立した日から5年を経過していない中小企業者である会社

【創業関連保証】

上記「創業等関連保証」の①②④⑤のいずれかに該当する方。
ただし、①②の自己資金要件は適用されません。

● 支援の内容

【保証限度額】

創業等関連保証 1,500万円
創業関連保証 1,000万円

【保証料率】

1. 0%

(県商工業振興資金開業支援資金利用により、県・市町村からの保証料補給により保証料が軽減される場合があります。)

【保証期間】

10年以内

【担保】

不要

【保証人】

原則として、法人は代表者(実質経営者を含む)、個人は原則不要

【その他】

創業された方のその後の業況把握とともに、安定的な経営をサポートすることを目的に、アンケートを実施しています。アンケート調査に基づき、お客様からの要望により、中小企業支援機関(山形県企業振興公社等)による専門家派遣事業を斡旋し、保証協会がその費用の一部を補助します。

● ご利用の方法

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・協会所定の保証申込書類、創業再挑戦計画書の提出が必要となります。
※必要書類の詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

自ら事業計画を策定し、経営力強化に取り組む方を支援する保証制度です。中小企業の皆様の経営改善のため、金融機関や支援機関と連携して支援を行います。

● 対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行う方が対象となります。

● 支援の内容

【保証限度額】

普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内

【保証料率】

責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75%
責任共有制度の対象外の場合 0.5%～2%
原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。

【保証期間】

一括返済の場合 1年以内
分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内
ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内。

【担保】

必要となる場合があります。

【保証人】

原則として、法人は代表者(実質経営者を含む)、個人は原則不要

● ご利用の方法

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
 - ・協会所定の保証申込書類の他、以下の書類が必要となります。
 - ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
 - ②事業計画書(申込人が策定したもの)
 - ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)
- ※必要書類の詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様へ、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

● 対象となる方

次に挙げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方

- 1号 大型倒産発生(※)により影響を受けている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等(※)により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害(事故等)(※)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害(自然災害等)(※)により影響を受ける中小企業者
- 5号 全国的に業況の悪化している業種(※)に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)(※)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(※)具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htmまたは各市町村の窓口にお問合わせください。

● 支援の内容

【保証限度額】

(一般保証限度額)
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

(別枠保証限度額)
・普通保証 2億円
・無担保保証 8,000万円
・無担保無保証人保証 1,250万円

【保証料】

セーフティネット1号～6号は0.8%、7号、8号は0.68%となります。

● ご利用の方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等を添付)し、認定を受け、希望の金融機関又は所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むこととなります。その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の皆様の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

● 対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け適切な事業計画を有している方
- (※)セーフティネット保証の認定については「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

● 支援の内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の一本化等が可能です。

1 緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2 一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

● 経営力強化保証による借換

認定支援機関の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、信用力に応じた保証料率から概ね0.2%引き下げる経営力強化保証による借換えを利用することも可能です。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

経営全般について助言を受けたい(保証利用(予定)企業)

171 専門家派遣事業(山形県信用保証協会)

経営全般にわたる専門家によるアドバイス等の要望があった場合、保証協会において外部専門家を選任し希望中小企業者に対して派遣を行います。

● 対象となる方

山形県内で保証対象業種を営んでいる中小企業者、組合、及び新たに保証対象業種を創業しようとしている創業予定者を対象とします。なお、原則として保証利用のある企業、保証利用予定のある企業を対象とします。

● 支援の内容

- ・専門家の派遣回数は、8回を上限とします。
- ・専門家派遣に係る費用については、**保証協会が全額を負担**します。

● ご利用の方法

お申し込みにあたっては、協会所定の「専門家派遣申込書」の提出が必要となります。
※詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会 企業支援部
TEL. 023-647-2247 FAX. 023-647-3201

地域振興に資する事業を実施する場合に融資を受けたい

172 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）

地域振興に資する民間事業者を支援するために、地方公共団体が無利子で融資を行います。

● 支援の内容

この融資(借入れ)は、貸付対象費用から補助金を控除した額の、35%以内(* 過疎地等は、45%以内)となり、残りの融資(借入れ)は、民間金融機関から調達していただくことになります。

【融資対象事業の主な要件】

- ① 法人格を有する民間事業者(第三セクターも含む)
 - ② 事業採算性
 - ③ 新規雇用の増加
 - 都道府県・政令指定都市からの融資・・・10人以上が見込まれる
 - 市町村(政令指定都市を除く)の融資・・・1人以上が見込まれる
 - 再生可能エネルギー電気事業の特例・・・1人以上が見込まれる
- ※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。
- ・第三者に売却又は分譲予定施設
 - ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

貸付団体	都道府県・政令指定都市	市町村 (政令指定都市を除く)	備考
融資比率	貸付対象費用から補助金を控除した額のうち、35%以内		特例措置(※1)
融資限度額	42億円	10.5億円	特例措置(※2)
融資期間	5年以上15年以内		うち5年以内の据置期間を含みます。
融資利率	無利子		
延滞利息	年14%		
担保	民間金融機関による連帯保証が必要となり、保証料が必要になります。		
返済方法	元金均等半年賦償還		

- ※1 過疎地域(みなし過疎地域を含む)、離島地域、特別豪雪地帯、東日本大震災被災地域、定住自立圏及び連携中枢都市圏は45%以内です。
- ※2 地域再生計画認定地域、地域力創造推進地域、沖縄県の区域、東日本大震災被災地域、定住自立圏及び連携中枢都市圏は限度額が引き上げられます。(一般地域の約1.25倍) 融資比率及び限度額の詳しい表は、下記お問い合わせ先、又はホームページ URL <http://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/> にてご確認ください。
- ※3 各地方公共団体により融資要件が異なりますので、ご検討の際は各地方公共団体までご確認ください。

● ご利用の方法

詳しくは下記までお問い合わせください。融資額により、都道府県が貸付ける案件、市町村が貸付ける案件に分かれます。

お問い合わせ先

山形県企画振興部 市町村課 理財係
TEL. 023-630-2078 FAX. 023-630-2130

中小企業における様々な税制措置について知りたい

173

中小企業に適用される税制

中小企業者等の方は税制上の様々な特別措置を受けることができます。

● 対象となる方

「青色申告書を提出する個人事業者」又は「中小企業者等」
※税制上の特別措置では、資本金1億円以下の企業(中小企業)のみを対象としていることがありますが(法人税法、租税特別措置法等)のでご注意ください。

● 措置の内容

■ 個人事業者のための措置

個人事業を営んでいる青色申告者は、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができるほか、青色事業専従者給与として支払った給与を必要経費に算入できるなどの特典が設けられています。

また、地方税においても、住民税や事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

■ 法人企業のための措置

中小企業(年所得800万円以下の部分)、協同組合等には19%に軽減された法人税率が適用されますが、平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については、時限的な措置として、年所得800万円以下の部分が15%に引き下げられています。

対象	現行の税率		平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の時限的な税率
大企業 資本金1億円超	所得区分なし	25.5%	25.5%
中小企業 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	25.5%	25.5%
	年所得800万円以下の部分	19%	15%
公益法人等 (商工会、商工会議所等)	所得区分なし	19%	19% (年所得800万円超の部分)
			15% (年所得800万円以下の部分)

● ご利用の方法

確定申告書などに必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書など必要な書類を添付した上で最寄りの税務署に申告します。

設備の取得などに関する税制は、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

お問い合わせ先

山形税務署
TEL. 023-622-1611
鶴岡税務署
TEL. 0235-22-1401
新庄税務署
TEL. 0233-22-5111
村山税務署
TEL. 0237-53-2151

米沢税務署
TEL. 0238-22-6320
酒田税務署
TEL. 0234-33-1450
寒河江税務署
TEL. 0237-86-2244
長井税務署
TEL. 0238-84-1810

雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい

174

雇用促進税制

一定の要件を満たす企業は、雇用者を1人増やすごとに40万円の法人税等の税額控除が受けられます。

● 対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 事業年度中に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加させること
- 当事業年度及び前事業年度中に「事業主都合による離職者」がないこと
- 当事業年度における「支払給与額」が前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- 風俗営業等※を営む事業主でないこと
※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

● 措置の内容

法人の場合、法人税から雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除(個人事業主の場合は、所得税からの控除)を行います。ただし、当期の法人税額(個人事業主の場合は、所得税額)の10%(中小企業は20%)を限度とします。

※地方における本社機能等の拡充・移転に取り組む企業には、税額控除が更に優遇される場合があります。(詳しくは、下記までお問い合わせください。)

● 適用年度

個人事業主：平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間の各暦年
法人：平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度

● ご利用の方法

- 1 事業年度開始後2か月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、納税地を管轄するハローワークへ提出してください。
- 2 事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況を記載した書類をハローワークへ提出し、ハローワーク等が確認した当該書類の交付を受けます。(提出から交付まで4月～5月は1か月程度、その他の月は2週間程度要します。)
- 3 確認を受けた当該書類等を添付し、確定申告を行ってください。

お問い合わせ先

県内ハローワーク
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

管轄の税務署
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

事業承継について支援を受けたい

175

事業承継円滑化支援事業

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっている先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前にできるだけ早く対策を講じることをお手伝いします。

● 対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

● 支援の内容

① 経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

② 事業承継円滑化のための税制措置

世代の交代期を迎えた中小企業の後継者が事業承継を行う場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

③ 事業承継支援資金

中小企業が事業承継に必要な資金の低利融資を受けることができます。

④ 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題(事業承継に関する相談も含む。)に対し、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣等を支援します。

⑤ 中小企業成長支援ファンド

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

⑥ 事業承継フォーラムなどの開催

事業承継に関する対策の早期取組を促すための中小企業経営者等向けの事業承継フォーラムや税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施します。

(開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構 事業承継・知的資産経営支援室
電話:03-5470-1576にお問い合わせください。)

⑦ 事業承継に関するパンフレットの作成・配布

中小企業の円滑な事業承継のためのパンフレットを用意しています。中小企業庁のHPから無料でダウンロードや郵送の請求ができます。

(URL <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>)

● ご利用の方法

詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

①③ 東北経済産業局 産業部 中小企業課

TEL. 022-221-4922 FAX. 022-215-9463

④ 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

TEL. 03-3501-1763

⑤ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

TEL. 03-5470-1672

② 管轄の税務署

(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

事業承継について支援を受けたい

176

経営承継円滑化法による 事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を引き継ぐ場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

● 対象となる方

相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者
事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者
事業承継税制の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者

● 支援の内容

① 遺留分※に関する民法特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

※ 「遺留分」とは、配偶者や子など(遺留分権利者)に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求(遺留分減殺請求)を受けるおそれがあります。

(1)生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止できます。

(2)生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

② 金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ(自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等)や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、経済産業大臣の認定を受けることで、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け※を利用することができます。

※ 金融支援については、親族に限らず、親族外の役員や従業員が事業を承継するために自社株式や事業用資産を買い取る場合等にも御利用頂けます。

③ 事業承継税制の基本的枠組み

事業承継税制については、経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。

雇用確保を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式等に係る相続税や贈与税の納税が猶予されます。

● ご利用の方法

手續の方法等、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

① 中小企業庁事業環境部財務課
TEL. 03-3501-5803

②③ 東北経済産業局 産業部 中小企業課
TEL. 022-221-4922 FAX. 022-215-9463

中心市街地や商店街の活性化の取組みに対して 支援を受けたい

177

中心市街地・商店街活性化支援事業

県では、中心市街地活性化に向けた地域の合意形成と計画の策定・実行について支援します。

● 対象となる方

規約や役員を定めた、まちづくり団体や協議会（商店街組織やまちづくり会社、商工会議所、まちづくりNPO等で構成）

※市町村を通しての間接補助となります。

● 支援の内容

【地域の合意づくり支援事業】

①プラットフォーム型組織形成支援

商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、まちづくり会社、まちづくりNPO、市町村行政などが、緩やかな結びつき（プラットフォーム）を形成し、中心市街地活性化基本計画等の策定を目指して実施する事業

②商店街活動活性化支援

商店街振興組合や商店街組織が、意見や情報の交換を通じて連携することで事業執行体制の強化を図り、商店街活性化事業計画の策定を目指して実施する事業

○補助対象経費

ワークショップ等の開催、地域の人々が交流する場の開設や運営に要する経費

○補助率

補助対象経費の1/2以内の額（上限200千円）

【計画実行支援事業】

中心市街地活性化基本計画又は商店街活性化事業計画、中心市街地活性化に向けて定めたまちづくり計画（実行プログラム）に基づき実施する事業のうち、国による補助金の交付対象以外の事業（空き店舗の改修及び賃料も含む）

○補助率

間接補助対象経費の3分の1以内の額又は補助対象経費の2分の1以内の額のいずれか低い額（上限2,000千円）

【魅力あふれる商店街づくり支援事業】（新規）

商店街から、地域資源を活かし、集客に効果的な事業計画を公募、選定の上、将来ビジョンの作成とビジョンに基づく具体的な事業を、市町村と一緒に支援する。ビジョンづくりと事業について助言するアドバイザーを派遣する。

○補助率

補助対象経費の1/2以内の額（上限500千円）

● 御利用の方法

応募手続きについては、下記までお問い合わせください。

※なお、国の支援についても、利用できる補助制度がありますので、下記商業・県産品振興課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 商業・県産品振興課
まちづくり担当

TEL. 023-630-3370 FAX. 023-630-3371

各総合支庁産業経済部産業経済企画課
（巻末 関係機関連絡先一覧参照）

様々な支援制度を紹介して欲しい

178

地域コーディネーター事業

県内4地域に配置した地域コーディネーターが巡回訪問し、補助金等のご相談に応じます。

● 対象となる方

県内の中小企業者、小規模事業者。

● 支援の内容

補助金等の支援制度を知りたい方、経営上の課題を抱えている方は、お近くの総合支庁までご相談ください。身近な相談窓口(総合支庁)の地域コーディネーターが、総合支庁職員と連携し、課題やニーズにきめ細かく対応します。

● 地域コーディネーター

村山	大泉 真弘 県商工会連合会、県産業技術振興機構においてコーディネーター活動の実績あり。企業の新商品や受発注の仲介等の実績も多数ある。新分野進出、取引マッチングを得意分野とする。製造業OB。
	小関 昇 製造技術部門に長年勤務。県産業技術振興機構においてコーディネーター活動の実績あり。産学官連携、取引マッチング等を得意分野とする。製造業OB。
最上	高橋 政幸 技術相談を通じて研究シーズとのマッチング、共同研究等契約の調整及びプロジェクトを推進、創業、新分野進出、経営革新等、中小企業の課題解決や新たな取組みを支援。製造業OB。
	黒山 功 半導体製造に係る生産管理業務に長年従事。生産現場での生産指示、顧客折衝を行う。電気・電子・機械等のものづくり分野を得意とする。製造業OB。
置賜	佐藤 力 置賜地域の流通業界に係わり、商工団体をはじめ、工業会、各種団体との幅広いネットワークを持つ。流通・サービス業、食品製造業を得意分野とする。流通業OB。
	島津 淳 県産業技術振興機構においてコーディネーター活動の実績あり。半導体製造、生産革新等の他、電子機器関連の製造現場に長年従事。電気・電子・機械等のものづくり分野、マッチング等を得意とする。製造業OB。
庄内	南 数馬 事業戦略・技術・製造・改善・コストダウンなど工場の事業運営に関わる業務に長年従事。技術から製造まで幅広い知識で企業マッチングや取引拡大等を得意とする。製造業OB。
	相馬 好克 半導体製造の管理業務に長年従事し、製造原価の低減を図ってきた。製造現場におけるコスト管理を得意とする。製造業OB。

お問い合わせ先

【村山地区】

山形県村山総合支庁 産業経済部 産業経済企画課内
TEL. 023-621-8439 FAX. 023-621-8437

【最上地区】

山形県最上総合支庁 産業経済部 産業経済企画課内
TEL. 0233-29-1062 FAX. 0233-23-2628

【置賜地区】

山形県置賜総合支庁 産業経済部 産業経済企画課内
TEL. 0238-26-6097 FAX. 0238-26-6047

【庄内地区】

山形県庄内総合支庁 産業経済部 産業経済企画課内
TEL. 0235-66-5485 FAX. 0235-66-4953

様々な経営課題を解決して欲しい

179

支援ポータルサイト「ミラサポ」と「専門家派遣」

中小企業・小規模事業者が施策情報や先輩経営者・専門家とのコミュニティに一元的にアクセスできる支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営します。
また、中小企業・小規模事業者の専門的な経営課題等の相談に対応するため、「ミラサポ」に登録された専門家を派遣して支援を実施します。

<支援ポータルサイト「ミラサポ」>

- **対象となる方**
中小企業・小規模事業者や、起業を目指す方々
- **支援の内容**
国や公的機関の施策情報や、中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場(コミュニティ)を提供します。分野ごとの専門家データベースを整備し、コミュニティ上で情報交換したり、支援機関を通じて派遣を受けたりできます(3回まで無料)。
- **ご利用の方法**
インターネットの検索エンジンから「ミラサポ」と入力し、検索して下さい。コミュニティ(SNS)や専門家派遣ご利用の場合は、会員登録(無料)が必要です(<https://www.mirasapo.jp/>)。

<専門家派遣>

- **対象となる方**
中小企業・小規模事業者や、起業を目指す方々
- **支援の内容**
よろず支援拠点(180番)又は地域プラットフォーム(支援機関の連携体)を通じて、中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題解決を支援するための専門家派遣を実施します。
- **ご利用の方法**
お近くのよろず支援拠点又は地域プラットフォームにご相談ください。必要に応じて専門家派遣を申請します。

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 経営支援課
TEL. 03-3501-1763 FAX. 03-3501-7099
中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
TEL. 03-3501-1816 FAX. 03-3501-7170
東北経済産業局 産業部 経営支援課
TEL. 022-221-4806 FAX. 022-215-9463

様々な経営課題を解決して欲しい

180

よろず支援拠点事業

中小企業の皆様が抱える様々な課題について、それぞれ専門分野の異なるコーディネーター、サブコーディネーターが相談に応じています。

- 山形県よろず支援拠点では、たとえば次のような経営上の悩みを解決することができます。相談は何回でも無料です。

- ・費用をかけないで売上げや来店客を増やしたい。
- ・ネットショップを開設したり、集客のできるHPを立ち上げたい。
- ・広告、宣伝を安く、有効に行いたい。
- ・新商品の販売先を探したい。特許をとりたい。
- ・債務返済条件を金融機関と相談したい、あるいは経営改善をはかりたい。
- ・新しい店舗を開きたい、あるいは創業したい。
- ・生産工程を改善して生産性を上げることで原価低減をはかりたい。
- ・新しい商品や技術の開発をするために大学や専門家を紹介して欲しい。
- ・受注の拡大をはかりたい、あるいは海外展開をしたい。
- ・事業の承継をしたい。人材の不足を解消したい。

などなど……

- ご利用方法

ご利用の流れ

まずは

 お電話ください!

経営者の方々と
一緒になって課題を考え、
解決に導くお手伝いをします!

連絡

よろず支援拠点へ
ご連絡を!

相談

よろず支援拠点で
話を伺います

課題把握

解決すべき課題を
見つけます

提案

具体的な解決策を
ご提案します

※山形県よろず支援拠点のHP (<http://yorozu-yamagata.com/>) で
相談対応者の日程が詳しく確認できます。

お問い合わせ先

山形窓口
公益財団法人山形県企業振興公社内
TEL. 023-647-0708 FAX. 023-647-0666
米沢窓口
山形大学米沢街中サテライトキャンパス内
TEL. 0238-40-0764 FAX. 0238-40-0765

取引に関する様々な悩みを迅速に解決したい

181

下請かけこみ寺事業

中小企業の取引に関する様々な悩み相談を受け付け、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

● 対象となる方

企業間取引に関して、様々な悩みなどをもつ中小企業

● 支援の内容

(1) 各種相談への対応

中小企業の取引問題に関する様々なご相談(経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。)に対し、下請代金支払い遅延等防止法や中小企業の取引問題の相談に応じます。また、弁護士による相談も実施しています。

【相談料】無料

【ご相談の例】

「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」

「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」

「代金の値引き(減額)を要求された」

「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」

「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業が抱える取引にかかる紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業者の身近なところで調停手続等を行います。

【費用】無料

● ご利用の方法

下請かけこみ寺((公財)山形県企業振興公社)にお電話や直接お越しいただきご相談ください。

お問い合わせ先

下請かけこみ寺

公益財団法人山形県企業振興公社 ものづくり振興部

TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

中小企業庁では、中小・小規模企業取引全般についてご意見・ご相談等をメールにて受け付けています。

● 事業者間取引に関するメール相談について

下記の「取引相談専用メールアドレス」宛てに不当と考えられる具体例を交えてご相談下さい。ご相談に対する回答は、原則としてご入力いただいたメールアドレス宛て返信しますが、フリーメール等への返信はセキュリティの関係上、未達となるケースが多々ありますことを予めご了承ください。

また、ご相談への回答にあたり、こちらから直接お問い合わせをする場合や、当省の詐欺メール、ウィルス対策として、メール本文や添付ファイルを閲覧する為に電話確認を必要とする場合があります。

したがって、回答が必要なお問い合わせについては「氏名、電話番号、住所」を必ずご記入ください。

記載がない場合、上記の理由から回答しかねる場合があります事をご了承ください。

取引相談専用メールアドレス: shitauke-torihiki@meti.go.jp

● 中小企業取引ホットライン

上記電子メールでは相談内容を十分に伝えることができないとお考えの方々からも、広くご相談を受け付けられるようにするため、中小企業庁取引課内に「中小企業取引ホットライン」を平成25年4月1日から開設しました。

このホットラインにおいては、消費税率の引上げを見据えた親事業者による下請事業者に対する買いたたき等の下請代金法違反行為などについてのご相談についても受け付けます。

なお、相談者の秘密は厳守しますので、遠慮なくご相談ください。

電話番号: 03-3501-7061

(受付時間: 平日9:30~17:00)

● 下請代金法違反事実に関する情報提供・申告について

利用規約に同意の上、専用フォームに従って入力をお願いします。

なお、下請代金法の適用範囲は、(1)取引(委託)の内容※、(2)取引当事者(下請事業者と親事業者)の資本金(出資金等を含む)の2つの条件により決められています。

※適用対象となる取引は、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」であり、「建設工事の請負」や「労働者派遣法に基づき労働者を派遣すること」は、下請代金法の対象ではありません。また、いわゆる規格品や標準品であって、広く一般に市販されており、市販品として購入が可能で、実質的に購入が可能と認められる製品等の製造を委託することは、「製造委託」に該当せず、下請代金法の対象ではありませんので、ご了承ください。

注) インターネットを通じて、中小企業庁に情報提供・申告を行うためには、下記HPに記載の事項【利用規約・禁止事項】に同意いただくことが必須となります。HP記載事項に同意いただけない方の利用はお断りします。詳しくは下記のHPをご覧ください。

下請代金法違反事実に関する情報提供・申告についてのホームページ

https://www.meti.go.jp/interface/chusho/subcontractors_report/index.cgi

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 取引課

TEL. 03-3501-1732(直通)

受付時間: 9:00~12:00 13:00~18:00

(土、日、国民の祝日、年末年始を除く)

183

専門家派遣事業 ((公財) 山形県企業振興公社)

中小企業の皆様が抱える経営課題について、公社に登録されている幅広い分野の登録専門家の中から、皆さまの課題解決を支援する専門家を派遣します。

● 対象となる方

これから創業しようとする方や、新たな取組みにより新分野進出や事業拡大、経営改善、生産現場改善、技術的な課題解決、情報化・IT化、ISO取得等により経営向上を図ろうとする中小企業者

● 支援の内容

外部の専門家(公認会計士、技術士、中小企業診断士、社会保険労務士、経営士等)を派遣して、企業ニーズに対応した適切な診断・助言指導支援を行います。

1 専門家派遣(一般)

経営の向上を図ろうとする中小企業者等が抱える様々な問題の解決を図るために、適切な診断・助言指導を行います。

2 経営革新計画事業化支援専門家派遣事業

新事業活動促進法に基づき承認された経営革新計画を実行する上で販路開拓や事業化に取り組む中小企業者に対して、適切な診断・助言指導を行います。

3 やまがたチャレンジ創業応援専門家派遣事業

創業した方を対象として、創業後の事業について販路拡大やマーケティング手法、インターネット広告など、創業後の事業化や諸問題に対して適切な指導・助言を行います。

4 経営改善計画推進支援専門家派遣事業

経営改善計画を策定し、金融機関から金融的支援(貸し付け条件変更や借入金の一本化など)を受けた方々に対し、経営改善計画を実行する上での諸問題に対して、適切な指導・助言を行います。

5 事業承継支援専門家派遣事業

事業承継に関する様々な課題について、適切な助言を行います。

6 3Rコンサルティング支援事業

省資源・再資源、排出抑制の取組みや効率的なエネルギー活用等、ゼロエミッションに取り組む企業の課題について、適切な助言を行います。

【専門家の謝金】

1回(4時間以上) あたり40,000円

○ 上記1の場合 ー企業負担:1/2(20,000円)、公社負担:1/2(20,000円)

○ 上記2~5の場合 ー企業負担:1/3(14,000円)、公社負担:2/3(26,000円)

○ 上記6の場合 ー企業負担なし

【専門家の旅費】

公社旅費規定による額

○ 上記1の場合 ー企業負担:1/2、公社負担:1/2

○ 上記2~5の場合 ー企業負担:1/3、公社負担:2/3

○ 上記6の場合 ー企業負担なし

【専門家の派遣回数】

○ 上記1の場合 ー10回以内

○ 上記2~6の場合 ー5回以内

※詳しい内容、お申し込みに関しては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666
✉ haken@ynet.or.jp

184

エキスパートバンク事業

経営・技術・販売・労務等について多くの課題を抱えている小規模事業者等の要望に応じて、その分野の専門家(エキスパート)を直接事業所に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスにより、問題解決を図ります。

● 対象となる方

- 新商品開発、アイデアの具現化、新分野進出、売上利益の向上、経営の効率化、経営改善計画の策定、経営の見直しを図ろうとする県内の小規模事業者
- これから創業しようとする方

● 支援の内容

企業経営に関する様々な問題、悩みに対し、適切な専門家(エキスパート)を選定し、直接事業所に派遣して支援します。

【相談料】無料

専門家(エキスパート)の謝金・旅費はバンクが負担します。(1企業につき1テーマ1回/年となります。)

但し、これはあくまでもアドバイスに限定したものであり、例えば書類の作成、実際の手続き業務、具体的な図面やデザイン制作、技術指導等を行う際の材料費等は実費負担していただきます。

お問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)
山形県商工会連合会 支援部 企業支援課
TEL. 050-3540-7211 FAX. 023-646-7216
山形商工会議所 経営相談課
TEL. 023-622-4666 FAX. 023-622-4668

経営全般について助言を受けたい

185

商工会・商工会議所経営指導員による助言

商工業者の経営の改善、向上を促進するため、経営指導員が経営相談、経営指導等を行います。

● 対象となる方

県内で事業を営む中小企業、小規模事業者、創業予定者

● 支援の内容

金融、税務、労働、取引、経理、その他あらゆる分野にわたって、きめ細かく相談に応じ、下記の指導を実施します。

- ①経営指導員による個別指導
- ②研修会、講習会による集団指導

【相談料】無料

お問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

186

専門家継続派遣事業 ((独法) 中小企業基盤整備機構)

今後成長が期待されるベンチャー企業や新事業展開・経営基盤強化に取り組む中小企業に半年から1年の間アドバイザーを派遣し、成長発展段階に応じてタイムリーかつ適切な支援を行います。

● 対象となる方

新事業展開・経営基盤強化に取り組み、かつ、受け入れ体制が整っている中小企業

● 支援の内容

企業の成長段階に応じた支援ニーズ・経営課題に対して、複数の適切な専門家(中小企業診断士、税理士、公認会計士、企業で経営幹部として実務を幅広く経験した方など)のアドバイスによる総合的な支援を実施します。

【派遣の期間】

6か月～1年程度、月2～3回

【派遣の費用】

企業が負担する費用は、17,200円/人・日(専門家派遣費用の1/3相当額)で、残りの2/3相当額は中小機構が負担します。専門家に対する謝金、旅費その他の企業負担はありません。

● ご利用の方法

○経営課題の解決に最適な支援をご提案するために、まずは下記お問い合わせ先へご相談ください。

○無料の窓口相談(予約制)の他にも、お電話・メールによるご相談も受け付けています。

◆ 経営相談ホットライン

0570-009111(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

※携帯電話、PHS、IP電話、自動車電話、列車公衆電話、船舶電話からは利用できません。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

経営の効率化、生産性向上に対する助言を受けたい

187

ものづくり シニアインストラクター活用事業

ものづくり企業の生産基盤を強化するため、シニアインストラクターによる生産現場の徹底したムダ取りや生産ライン・生産方式の変更に関する指導を行います。

● 対象となる方

ものづくりシニアインストラクターによる改善に関心のある県内ものづくり企業

● 支援の内容

経営革新や生産革新を指導できる人材として育成されたシニアインストラクターが、対象企業を訪問し、企業活動全般の診断を行い、製造現場から企業経営全般にわたるシステムの改善指導を実施します。

お問い合わせ先

国立大学法人山形大学国際事業化研究センター

TEL. 0238-26-3601 FAX. 0238-26-3633

庄内産業振興センター起業・ビジネス相談室 B-Support（ビー・サポート）

新事業展開・経営革新に取り組む事業者の要望に、「創業・起業支援」、「ものづくり革新支援」、「Webビジネス支援」の3つの分野で相談に応じます。

● 対象となる方

- 創業・起業を考えている方
- 生産改善や企業連携など、ものづくりの高度化・競争力の向上を考えている事業者
- ネットショップの開業、販売促進やWebを活用したビジネスを考えている事業者

● 支援の内容

○ 「創業・起業」

- ・ 創業・起業準備相談：創業・起業のステップに応じて、様々な課題をサポート
- ・ 創業等資金相談：創業関連資金・補助金の紹介や事業計画作成・申請業務をサポート
- ・ 特定創業支援：「産業競争力強化法」に基づく創業者支援として、経営・財務・販売促進・人材育成等1ヶ月以上にわたり4回以上のアドバイス

○ 「ものづくり革新」

- ・ 生産改善相談・指導：製造コスト削減、品質向上の課題解決をサポート
- ・ 企業連携支援：ものづくり起業の連携体による新事業・プロジェクト・BtoBのコーディネート
- ・ 技術・製品開発相談：新技術・製品開発（産学連携）のコーディネート
- ・ 競争資金獲得支援：技術開発・商品開発関連補助金の紹介や事業計画作成・申請業務をサポート

○ 「Webビジネス」

- ・ ネットショップ開業支援：ショップ開業に伴う事業構想・競争分析、マーケティング戦略等の課題解決をアドバイス
- ・ 販売促進・売上アップ：Webサイトの簡易診断、アクセスログ解析、PPC広告設定等の各種販促手法をアドバイス
- ・ Web集客・販路開拓：eコマース以外のWebによるBtoB等の営業活動手法をアドバイス

【相談料】相談に係る費用は無料です。

● ご利用の方法

詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ先

公益財団法人庄内地域産業振興センター
TEL. 0235-23-2200 FAX. 0235-23-3615

189

専門支援コーディネーター事業

中小企業の皆様が抱える特定分野の課題について、専門支援コーディネーターが相談に応じます。

● 対象となる方

食品産業、首都圏等マーケティング、環境・再生可能エネルギー、事業承継について悩みを抱える中小企業者

● 支援の内容

企業の相談に応じて専門的な見地から課題(法的条件、必要技術・設備、販路確保など)を抽出し、解決策(自力改善、専門家スポット派遣、補助・融資、他機関連携など)に結びつけます。

以下、4分野のコーディネーターが相談に応じます。

- ・食品産業
- ・首都圏等マーケティング
- ・環境・再生可能エネルギー
- ・事業承継

例えば、

- ・これから農産加工事業を始めたい。加工技術、設備導入、営業許可などについて教えてほしい。(食品産業)
- ・地元食材を使用した新商品を開発した。首都圏百貨店をターゲットにしたいのだが、パッケージデザインや販路開拓について教えてほしい。(首都圏マーケティング)
- ・太陽光、水力、風力、地熱などを利用し、新しい分野への進出を検討している。事業化に向けた条件などについて教えてほしい。(環境・再生可能エネルギー)
- ・省エネ設備を導入するなどして省エネ化を図りたい。省エネ関連の補助金を利用するにはどうしたらいいか相談に乗ってほしい。(環境・再生可能エネルギー)
- ・後継者が居ない。今後どのようにすればいいのか教えてほしい。(事業承継)
- ・後継者は決まっているが、どのように承継すればいいのか教えてほしい。(事業承継)

【費用】

相談に係る費用は無料です。

● ご利用の方法

専門支援コーディネーターは常勤ではないため、事前に連絡をお願いします。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部
TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666

現場改善に関する助言を受けたい

190

改善活動指導事業（取引支援アドバイザー）

県内企業の現場改善や原価低減を図るため、「取引支援アドバイザー」が5Sを中心とした助言、指導を行います。

● 対象となる方

県内に生産拠点を持つ中小企業

● 支援の内容

【募集企業数】 7社程度

【募集期間】 年度当初（定数になり次第、締め切ります。）

【費用】

無料

（但し、指導の中で必要となる材料費等の経費は指導を受ける企業の負担となります。）

● ご利用の方法

申込方法等、詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社
ものづくり振興部

TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

中小企業経営に関する情報入手したい

191

J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業のためのポータルサイトです。中小企業施策の情報を中心に企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

● 対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

● ご利用の方法

- ◆ J-Net21のサイトにアクセスしてください。
URL <http://j-net21.smrj.go.jp/>

192

e-中小企業ネットマガジン

元気な中小企業の経営事例、中小企業支援施策、経営に役立つ研究レポートなどを毎週水曜日に無料でメール配信しています。

● 対象となる方

中小企業支援策に関心を持つ中小企業経営者・従業員、創業予定者

● 支援の内容

「e-中小企業庁&ネットワーク推進協議会」では、毎週水曜日に“e-中小企業ネットマガジン”を発行し、希望者に無料で配信しています。

「e-中小企業庁&ネットワーク推進協議会」とは、中小企業庁と下記の中小企業関連13機関※が参加して、中小企業者に施策情報を届けるために協力しているバーチャルネットワークの名称です。

※中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用保証協会連合会、中小企業診断協会、地方公共団体代表、(財)全国中小企取引振興協会

● ご利用の方法

- ◆ 「中小企業ネットマガジン」というワードで検索し、こちらから新規登録してください。
URL http://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/melma.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部
経営支援部 経営支援課
TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

メーカーとバイヤーの間に入り、「職人の技術」「地域の素材」と「市場のニーズ」をマッチング。これまでにない出会いの場を提供することで、地域資源を活かしたものづくりを支援します。作り手と買い手双方の共栄を目指し、生活者によりよい商品を提供し、新しいライフスタイルを創出するという共通の“志”を実現するお手伝いをします。

● ご利用の方法

- 「専用のWebサイト」と「テーマ・カテゴリ別商談会」で、メーカーと市場のニーズをマッチングしていきます。
- 作り手と買い手の共同開発などを通じて「資源価値・地域資源・技術」を活かした市場価値の高いものづくりをお手伝いします。
- “情報発信力のスキルアップ支援”により、市場価値の高い商品を適切に情報発信し、ビジネスチャンスを拓け、市場を活性化します。

【参加費】

無料

【ご登録のメリット】

バイヤーの方

当サイトにて登録メールアドレス、パスワードをご入力の上、ログインしていただくと、一般には公開されていないメーカーや商品に関する情報、又はメーカーへの問い合わせなどが行えるようになります。

メーカーの方

当サイトにて、商品および企業の情報が公開されることで、バイヤーだけでなく、広く一般の方々にも企業の魅力をPRすることができます。さらには、メンバーとなったバイヤーに対しては、さらに詳しい情報が公開され、バイヤーからのさらなる問い合わせが期待できます。その他の詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご確認ください。

【メーカーの方】

年数回の応募期間中にご応募ください。専門家による審査の後、ご連絡を差し上げます。

【バイヤーの方】

随時募集しています。専門家による審査の後、ご連絡を差し上げます。

◆ 詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL <http://rincrossing.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先

主催：独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援課

事務局：Rin crossing事務局

TEL. 03-5470-1609 FAX. 03-5470-1588

✉ rincrossing@smrj.go.jp

連携や情報交換を行いたい

194

もがみイブニングサロン

最上地域の産学官金の連携と首都圏や地域内外、異業種間の企業交流、情報交換を行う場を提供するものです。
企業の経営力強化とビジネスマッチングの推進を図ります。

● 対象となる方

どなたでもご参加いただけます。

● 支援の内容

下記内容により平日夕方開催(年2回予定)

- (1) 企業からの事例発表
- (2) 交流会、情報交換会

【参加費用】

軽食・ドリンク等代として概ね2,000円

195

最上夜学

大学教授等による最新の研究シーズの紹介等を行い、産学官連携のきっかけづくりとなる場を提供するものです。
大学等の「知」を活用した課題解決や新商品開発等の推進を図ります。

● 対象となる方

どなたでもご参加いただけます。

● 支援の内容

下記内容により平日夕方開催(年5回予定)

- (1) 大学教授等からの最新の研究シーズの紹介等
- (2) 交流会、情報交換会

【参加費用】

軽食・ドリンク等代として概ね500円(交流会参加の場合)

お問い合わせ先

山形県最上総合支庁 産業経済部 産業経済企画課
TEL. 0233-29-1309 FAX. 0233-23-2628

196

地域再生支援利子補給金

地域経済の活性化に資する事業を行う企業等が金融機関から必要な資金を借入れる場合に、国が利子補給金を支給します。

● 対象となる事業

地域再生計画「ものづくり山形活性化計画」に定められている事業と合致する事業(新規事業・事業基盤の強化拡張等)

● 利子補給金の支給期間

金融機関が企業等へ最初に貸付けた日から起算して5年間

● 利子補給率

0.7%以内

● 活用可能時期

平成27年7月以降(予定)

● 指定金融機関(活用したい場合は、以下の金融機関にご相談ください)

(株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀行、(株)七十七銀行、(株)みずほ銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、(株)三井住友銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策投資銀行

● 融資を受けたい場合に企業等がすべきこと

金融機関からの融資が実行される前に内閣総理大臣と金融機関が利子補給契約書を締結する必要があるため、早めに指定金融機関に手続きについてご相談ください。

● 参考となるホームページ

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110002/saiseikeikaku.html>

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課 企画振興担当
TEL. 023-630-2369 FAX. 023-630-2695

索引

e-中小企業ネットマガジン	198	企業立地促進法に基づく設備投資に対する支援	73
IT 活用促進資金	21	技術者研修	32
J-GoodTech	82	技能五輪・アビリンピック選手育成助成金	126
J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト	198	キャリアアップ助成金	105
Rin crossing	199	キャリア形成促進助成金	112
い		共同研究、技術相談 (鶴岡工業高等専門学校地域連携センター)	28
委託分析試験事業	24	く	
医療機器産業参入セミナー (兼 村山インダストリー倶楽部「医療機器」部会)	76	組合機能強化支援事業	59
え		組込み関連産業クラスタ形成事業 (商談会開催等)	86
エキスパートバンク事業	192	組込みソフトウェア技術者研修	41
エコアクション 21、山形エコアクション 21	160	グリーン投資減税	158
エコドライブ推進モデル事業所登録制度事業	159	け	
エネルギー使用合理化事業者支援補助金 (民間団体等分(天然ガスに係るもの))	153	経営安定特別相談事業	99
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	152	経営革新支援事業	56
お		経営実務支援事業	144
おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会	93	経営承継円滑化法による事業継承円滑化 に向けた総合的支援	184
か		経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)	146
「海外での産業財産権」の活用に関する支援	96	経営力強化保証制度	176
海外ビジネス戦略推進支援事業	139	研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減	94
改善活動指導事業(取引支援アドバイザー)	197	研究設備・機器の使用	24
き		こ	
企業間連携支援事業	62	工業技術力整備機械貸与制度	16
企業組合制度	50	航空機・医療機器分野の認証取得支援	75
企業等からの相談対応	22	航空機産業参入促進事業	75
企業等との共同研究(ものづくり製品化支援事業)	23	小型家電リサイクル施設・設備整備 支援事業費補助金	163
企業内人材育成推進助成金	114	雇用促進税制	182
		雇用調整助成金	109

さ

災害復旧貸付制度	149
在職者訓練	129
再生可能エネルギー関連分野への参入支援	158
再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	150
再生可能エネルギー熱利用加速化支援 対策費補助金	156
サムライインキュベートファンド	46
産学官連携コーディネート事業	25
産学連携事業 (東北芸術工科大学共創デザイン室)	29
産学連携事業 (山形大学国際事業化研究センター)	27
産業技術短期大学校産業技術専攻科事業	34

し

ジェットロ山形による海外展開支援	133
支援ポータルサイト「ミラサポ」と「専門家派遣」	187
事業承継円滑化支援事業	183
シーズ活用研究開発事業	18
次世代自動車研究会の開催	36
下請かけこみ寺事業	189
下請取引あっせん事業	83
自動車航空機関連産業設備貸与制度	35
自動車産業関連人材育成事業	37
地場産業等振興プラットフォーム	88
地場産業等販路開拓事業費補助金	87
若年技能者人材育成支援等事業「ものづくりマイスター等」 による若年技能者への実技指導	128
循環型産業施設整備事業費補助金	162
障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達 優遇制度	143
小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業	57
小規模企業共済制度	145
小規模企業者等設備貸与制度	15
小規模事業者持続化補助金	14
商工会・商工会議所経営指導員による助言	192
商談会等の開催((公財)山形県企業振興公社)	81
庄内産業振興センター起業家育成施設	54

庄内産業振興センター起業・ビジネス相談室 B-Support (ビー・サポート)	195
庄内商談会 2015	85
職業能力開発支援事業	124
食産業王国やまがた推進事業	68
職場定着支援助成金(個別企業助成コース)	111
新価値創造展	83
新事業創出支援事業	70
新製品開発促進助成金	71
新創業融資制度	42
信用保証協会による借換保証	178
信用保証協会によるセーフティネット保証制度	177
信用保証制度	174
新連携(異分野連携)の支援	61

す

3R研究開発事業費補助金	161
3Rコンサルティング支援事業	165
3R推進環境コーディネーターによる支援	165

せ

生産改善アドバイザー指導事業	40
製造業技術者研修	33
成長分野参入戦略指導事業	74
セーフティネット貸付制度	171
専門家継続派遣事業 (独法)中小企業基盤整備機構)	193
専門家派遣事業 (公財)山形県企業振興公社)	191
専門家派遣事業(山形県信用保証協会)	179
専門家派遣事業への費用補助	55
専門支援コーディネーター事業	196
戦略的基盤技術高度化支援事業	17
戦略的CIO育成支援事業	20

そ

創業人材育成事業(創業塾、経営革新塾) ……………	48
創業等関連保証制度・創業関連保証制度 ……………	175
創業補助金(創業促進補助金) ……………	44

た

「第二会社方式」による事業再生に関する支援 ……	102
--------------------------	-----

ち

地域コーディネート事業 ……………	186
地域雇用開発奨励金 ……………	116
地域再生支援利子補給金 ……………	201
地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資) ……	180
地域ビジネス理解促進・創出支援事業 ……………	49
地域土産品開発等推進事業 ……………	72
地球温暖化防止活動推進員の派遣 ……………	160
知的財産権に関する総合的な支援 ……………	98
中小企業活路開拓調査・実現化事業 ……………	58
中小企業技術革新支援(SBIR) ……………	19
中小企業国際化支援アドバイス事業 ……………	140
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) ……………	104
中小企業大学の研修 ……………	122
中小企業退職金共済制度 ……………	147
中小企業地域資源活用促進法による支援 ……	64
中小企業投資育成株式会社による支援 ……	45
中小企業取引相談目安箱 ……………	190
中小企業に適用される税制 ……………	181
中小企業BCP(事業継続計画)策定運用指針 ……	148
中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する 特許料等の軽減 ……………	95
中心市街地・商店街活性化支援事業 ……	185
挑戦支援資本強化特例制度 ……………	173

て

デザイン共創促進事業 ……………	31
伝統的工芸品産業産地補助金 ……………	88

と

とうほく・北海道新技術・新工法展示商談会 ……	84
独立型再生可能エネルギー発電システム等 対策費補助金 ……………	157
トライアル雇用奨励金 ……………	110
取引推進員等設置事業 ……………	89

に

認定支援機関による経営改善計画策定支援 ……	101
認定支援機関による経営改善計画策定 支援事業への費用補助 ……………	101
認定職業訓練助成事業 ……………	125

の

農商工等連携の支援 ……………	65
-----------------	----

は

バイオクラスター形成促進事業 ……………	26
半導体関連産業集積促進事業 ……………	31
販路開拓コーディネート事業 ……………	79

ひ

ビジネス・マッチングステーション ……	80
ビル・工場の省エネルギー・節電診断 ……	154

ふ

ふるさと名物応援事業補助金 ……………	141
分散型電源導入促進事業費補助金 ……	155

ほ

防災施設整備融資制度(BCP融資) ……	148
----------------------	-----

ま

マル経融資(経営改善貸付) ……………	170
---------------------	-----

む

村山インダストリー倶楽部の運営 ……	77
村山ものづくり価値創造支援事業 ……	77

も

もがみイブニングサロン	200
最上夜学	200
ものづくり現場サポート事業	22
ものづくり産業マネジメント人材育成事業	121
ものづくりシニアインストラクター活用事業	194
ものづくり中核人材育成研修	39

や

山形いきいき子育て応援企業総合支援事業	118
山形エクセレントデザイン販路開拓支援	30
山形県アンテナショップ 「おいしい山形プラザ」イベントコーナー	91
山形県アンテナショップ 「おいしい山形プラザ」トライアル販売	90
山形県環境アドバイザー派遣事業	159
山形県企業立地ワンストップサポートセンター	73
山形県建設産業新分野進出支援センター 専門相談事業	76
山形県高度技術研究開発センター	53
山形県国際経済振興機構(国際機構)による支援	137
山形県再生可能エネルギー発電事業促進資金 利子補助金	151
山形県最低賃金総合相談支援センターによる ワン・ストップ無料相談	103
山形県産業創造支援センター	52
山形県産業創造支援センターによる創業支援	47
山形県産品愛用運動	142
山形県商工業振興資金	166
山形県正社員化等促進奨励金	108
山形県中小企業再生支援協議会	100
山形県中小企業トータルサポート補助金 (コンサルティング活用販路開拓等支援事業)	78
山形県中小企業トータルサポート補助金 (設備投資等促進事業)	11
山形県の観光と物産展	89
山形県ものづくり企業企画提案力強化事業(仮称)	63
山形県リサイクル製品の認定制度	164
山形県リサイクル認定製品販売促進 支援事業費補助金	164

やまがた産業・企業・就職ガイダンス	120
やまがた食材ネット	92
やまがた地域産業応援基金による助成金	12
やまがたチャレンジ創業応援事業	43
やまがたデザイン相談窓口 D-Link	30
やまがた21人財バンク	119
やまがた農商工連携ファンド事業	66

ゆ

有機エレクトロニクス分野における共同開発支援	60
------------------------	----

よ

米沢商工会議所地域産業支援センター	53
よろず支援拠点事業	188

り

両立支援等助成金	117
----------	-----

ろ

労使間の紛争解決(山形県労働委員会)	132
労働移動支援助成金	115
労働相談会	131
労働問題についての相談受付	130
6次産業化ネットワーク活動交付金	69

わ

若手技能者技術研修等支援助成金	127
-----------------	-----

関係機関連絡先一覧

● 県の機関

部署等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
総務部 税政課 課税担当	023-630-2069 (023-630-2136)	990-8570 山形市松波2-8-1	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/so
mu/020007/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/so mu/020007/
企画振興部 市町村課 理財係	023-630-2078 (023-630-2130)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/ki
kakushinko/020024/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ki kakushinko/020024/
環境エネルギー部 環境企画課 地球温暖化対策担当	023-630-2336 (023-630-2133)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/
kankyoenergy/050015/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ kankyoenergy/050015/
エネルギー政策推進課	023-630-3354 (023-630-2133)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/ka
nkyoenergy/050016/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ka nkyoenergy/050016/
循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当	023-630-2322 (023-625-7991)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/
kankyoenergy/050010/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ kankyoenergy/050010/
子育て推進部 若者支援・男女共同参画課 男女共同参画担当	023-630-2101 (023-632-8238)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/ko
sodatesuishin/010003/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ko sodatesuishin/010003/
商工労働観光部 産業政策課 産業企画担当	023-630-2360 (023-630-2128)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/sh
okokanko/110001/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/sh okokanko/110001/
中小企業振興課 金融担当	023-630-2359 (023-630-3267)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/
shokokanko/110013/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ shokokanko/110013/
経営支援担当	023-630-2290 (023-630-3267)		
工業戦略技術振興課 企画振興担当	023-630-2369 (023-630-2695)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/
shokokanko/110002/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ shokokanko/110002/
ものづくり振興担当	023-630-2369 (023-630-2695)		
工業技術振興担当	023-630-2696 (023-630-2695)		
科学技術振興担当	023-630-3034 (023-630-2695)		
産業立地室	023-630-2690 (023-630-2695)		
商業・県産品振興課 まちづくり担当	023-630-3370 (023-630-3371)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/
shokokanko/110010/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ shokokanko/110010/
県産品振興担当	023-630-2190 (023-630-3371)		
雇用対策課 雇用対策担当	023-630-2377 (023-630-2376)		<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/
shokokanko/110009/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ shokokanko/110009/
労政担当	023-630-2378 (023-630-2376)		
職業能力開発担当	023-630-2378 023-630-2389 (023-630-2376)		
技能五輪・アビリンピック 推進室	023-630-2554 (023-630-2376)		
農林水産部 6次産業推進課 新事業創出担当	023-630-2465 023-630-3192 (023-630-2431)	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/no
rinsuisan/140030/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/no rinsuisan/140030/	
県土整備部 建設企画課 建設業振興担当	023-630-2658 (023-630-2632)	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/ke
ndoseibi/180030/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/ke ndoseibi/180030/	
山形県労働委員会	023-630-2793 (023-630-3160)	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/94
0011/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/94 0011/	

関係機関連絡先一覧

● 県の機関

部署等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形県工業技術センター	023-644-3222 (023-644-3228)	990-2473 山形市松栄2-2-1	http://www.yrit.pref.yamagata.jp/
山形県工業技術センター 置賜試験場	0238-37-2424 (0238-37-2426)	992-0003 米沢市窪田町窪田2736-6	
山形県工業技術センター 庄内試験場	0235-66-4227 (0235-66-4430)	997-1321 東田川郡三川町 大字押切新田字桜木25	
村山総合支庁 総合案内	023-621-8288	990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	http://www.pref.yamagata.jp/ regional/murayama_bo/
産業経済部産業経済企画課	023-621-8438 (023-621-8437)		
村山保健所	023-627-1100 (023-627-1107)	990-0031 山形市十日町1-6-6	http://www.pref.yamagata.jp/ou/ sogoshicho/murayama/301023/ muraho-top/murahotop.html
最上総合支庁 総合案内	0233-29-1300	996-0002 新庄市金沢字大道上2034	http://www.pref.yamagata.jp/ regional/mogami_bo/
産業経済部産業経済企画課	0233-29-1309 (0233-23-2628)		
最上保健所	0233-29-1260 (0233-22-2025)		
置賜総合支庁 総合案内	0238-26-6000	992-0012 米沢市金池7-1-50	http://www.pref.yamagata.jp/ regional/okitama_bo/
産業経済部産業経済企画課	0238-26-6045 (0238-26-6047)		
置賜保健所	0238-22-3000 (代表) (0238-22-3003)	992-0012 米沢市金池3-1-26	http://www.pref.yamagata.jp/ regional/okitama_bo/living/health/7 325023top.html
庄内総合支庁 総合案内	0235-66-2111	997-1392 東田川郡三川町 大字横山字袖東19-1	http://www.pref.yamagata.jp/ regional/syonai_bo/
産業経済部産業経済企画課	0235-66-5484 (0235-66-4953)		
庄内保健所	0235-66-4724 (0235-66-4935)		

● 県内の支援機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
(公財)山形県企業振興公社 総務部(設備貸与グループ)	023-647-0660 023-647-0661 (023-647-0666)	990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階	http://www.ynet.or.jp/
ものづくり振興部	023-647-0662 (023-647-0666)		
経営支援部	023-647-0664 (023-647-0666)		
山形県よろず支援拠点	023-647-0708 (023-647-0666)		
山形県中小企業再生支援協議会 (公財)山形県企業振興公社)	023-646-7273 (023-646-7274)		
山形県産業創造支援センター (指定管理者:(公財)山形県企業振興公社)	023-647-8111 (023-647-8118)	990-2473 山形市松栄1-3-8	http://www.cc-yamagata.jp/
地域コーディネーター 村山地区(村山総合支庁)	023-621-8439	990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	http://www.ynet.or.jp/
最上地区(最上総合支庁)	0233-29-1062	996-0002 新庄市金沢字大道上2034	
置賜地区(置賜総合支庁)	0238-26-6097	992-0012 米沢市金池7-1-50	
庄内地区(庄内総合支庁)	0235-66-5485	997-1392 東田川郡三川町 大字横山字袖東19-1	

関係機関連絡先一覧

● 県内の支援機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形県中小企業団体中央会	023-647-0360 (023-647-0362)	990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階	http://www.chuokai-yamagata.or.jp/
庄内支所	0234-22-4945 (0234-22-4955)	998-0044 酒田市中町2-5-10 酒田産業会館1階	
山形県商工会連合会	050-3540-7211 (023-646-7216)	990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/
上山市商工会	050-3533-0713 (023-672-3916)	999-3135 上山市南町8-21	http://www.kaminoyama-shokokai.org/
山辺町商工会	050-3532-5622 (023-664-5634)	990-0301 東村山郡山辺町大字山辺50	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/yamanobe/
中山町商工会	050-3532-9410 (023-662-2073)	990-0401 東村山郡中山町大字長崎 8039	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/nakayama/
村山市商工会	050-3531-5728 (0237-55-4312)	995-0035 村山市中央1-3-5	http://www.shokokai.murayama.yamagata.jp/
東根市商工会	050-3532-9778 (0237-43-1213)	999-3711 東根市中央1-6-3	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/higashine/
尾花沢市商工会	050-3532-4693 (0237-23-2508)	999-4225 尾花沢市若葉町1-2-20	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/obanazawa/
大石田町商工会	050-3385-8843 (0237-35-2129)	999-4111 北村山郡大石田町 大字大石田乙630	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/ooishida/
寒河江市商工会	050-3777-3377 (0237-86-7526)	991-8555 寒河江市中央1-8-38	http://www.sagae-shokokai.or.jp/
河北町商工会	050-3540-9331 (0237-73-2124)	999-3511 西村山郡河北町 谷地字月山堂654-1	http://www.kahoku-shokokai.jp/
西川町商工会	050-3531-6822 (0237-74-3110)	990-0702 西村山郡西川町大字海味 475-8	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/nishikawa/
朝日町商工会	050-3532-1375 (0237-67-2262)	990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿 1184-8	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/asahimachi/
大江町商工会	050-3387-2714 (0237-62-4129)	990-1101 西村山郡大江町大字左沢 876-18	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/ooe/
もがみ南部商工会 最上事務所	050-3385-2112 (0233-43-2189)	999-6101 最上郡最上町大字向町584	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/s-mogami/
舟形事務所	050-3540-2690 (0233-32-2870)	999-4601 最上郡舟形町舟形341-1	
大蔵事務所	050-3537-2178 (0233-75-3085)	996-0212 最上郡大蔵村大字清水2528	
もがみ北部商工会 真室川事務所	050-3541-6471 (0233-62-2075)	999-5312 最上郡真室川町大字新町 232-9	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/n-mogami/
金山事務所	050-3540-1077 (0233-52-3022)	999-5402 最上郡金山町大字金山398	
鮭川事務所	050-3538-7411 (0233-55-2495)	999-5202 最上郡鮭川村大字佐渡 2157-3	
戸沢事務所	050-3533-3749 (0233-72-3588)	999-6401 最上郡戸沢村大字古口278-8	

関係機関連絡先一覧

● 県内の支援機関

機 関 等 名	TEL(FAX)	所 在 地	HPアドレス
南陽市商工会	050-3385-1358 (0238-40-2626)	999-2262 南陽市若狭郷屋839-1	http://www.e-okitama.net/
高畠町商工会	050-3385-2879 (0238-52-0577)	992-0351 東置賜郡高畠町大字高畠 940-2	http://www.jan.ne.jp/~tsci/
川西町商工会	050-3533-4602 (0238-46-2022)	999-0121 東置賜郡川西町大字上小松 1736-2	http://www.e-okitama.net/
小国町商工会	050-3801-4237 (0238-62-4156)	999-1351 西置賜郡小国町大字小国町163	http://www.shiroimori.jp/
白鷹町商工会	050-3385-7766 (0238-85-0056)	992-0832 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 555-1	http://www1.shirataka.or.jp/sirasyou/
飯豊町商工会	050-3386-9345 (0238-72-2004)	999-0604 西置賜郡飯豊町大字椿 2888-20	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/iidemachi/
庄内町商工会	050-3532-2520 (0234-42-2559)	999-7781 東田川郡庄内町 余目字三人谷地13-1	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/shonai/
立川支所	0234-56-2219 (0234-56-2237)	999-6601 東田川郡庄内町 狩川字阿古屋67	
出羽商工会	050-3776-8270 (0235-64-2208)	999-7601 鶴岡市藤島字笹花33-1	http://www.dewa-shokokai.com/
羽黒支所	050-3536-2489 (0235-62-4251)	997-0141 鶴岡市羽黒町荒川字前田元67-2	
櫛引支所	050-3387-5118 (0235-57-5185)	997-0346 鶴岡市上山添字文栄60	
三川支所	050-3541-4703 (0235-66-4472)	997-1301 東田川郡三川町大字横山字西田 48-8	
朝日支所	050-3385-3967 (0235-53-3582)	997-0404 鶴岡市下名川字落合1	
大山支所	050-3531-4142 (0235-33-0283)	997-1121 鶴岡市大山字中道74-1	
温海支所	050-3538-4192 (0235-43-2375)	999-7204 鶴岡市湯温海甲306	
遊佐町商工会	050-3540-6420 (0234-72-4423)	999-8301 飽海郡遊佐町遊佐字石田19-18	http://www.shokokai-yamagata.or.jp/yuza/
酒田ふれあい商工会	050-7544-0004 (0234-52-2610)	999-6711 酒田市飛鳥字契約場35	http://sakatafureai-shokokai.com/
八幡支所	050-7544-1833 (0234-64-2446)	999-8235 酒田市観音寺字寺ノ下40-1	
松山支所	050-7505-2667 (0234-62-2095)	999-6835 酒田市字本町32-7	

関係機関連絡先一覧

● 県内の支援機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形商工会議所	023-622-4666 (023-622-4668)	990-8501 山形市七日町3-1-9	http://www.yamagata-cci.or.jp/
酒田商工会議所	0234-22-9311 (0234-22-9310)	998-8502 酒田市中町2-5-10	http://www.sakata-cci.or.jp/
鶴岡商工会議所	0235-24-7711 (0235-24-6171)	997-8585 鶴岡市馬場町11-63	http://www.trcci.or.jp/
米沢商工会議所	0238-21-5111 (0238-21-5116)	992-0045 米沢市中央4-1-30	http://www.ycci.or.jp/
新庄商工会議所	0233-22-6855 (0233-22-6857)	996-0022 新庄市住吉町3-8	http://www.sjcci.or.jp/
長井商工会議所	0238-84-5394 (0238-88-3778)	993-0011 長井市館町北6-27	http://www.nagai-cci.or.jp/
天童商工会議所	023-654-3511 (023-654-7481)	994-0013 天童市老野森1-3-28	http://www.tendocci.com/
(公財)山形県産業技術振興機構 振興部プロジェクト推進課	023-647-3163 (023-647-3139)	990-2473 山形市松栄2-2-1 (山形県高度技術研究開発 センター内)	http://www.ypoint.jp/
技術部研修課	023-647-3154 (023-647-3139)		
(一社)山形県発明協会	023-644-3316 (023-644-3303)		http://yamagata-i.sakura.ne.jp/
知財総合支援窓口	023-647-8130 (023-647-8129)		http://yamagata-i.sakura.ne.jp/sub3.html
山形県職業能力開発協会 技能振興コーナー	023-645-3131 (023-644-2865)	990-2473 山形市松栄2-2-1	http://www.y-kaihatu.jp/
日本貿易振興機構 山形貿易情報センター (ジェトロ山形)	023-622-8225 (023-623-1014)	990-0042 山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4階	http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/yamagata/
(一社)山形県国際経済振興機構	023-687-1127 (023-687-1129)	990-0042 山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル5階	http://www.yamagata-export.jp/
(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1105 (023-624-6019)	990-0041 山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/Pages/top.aspx
(公財)庄内地域産業振興センター	0235-23-2200 (0235-23-3615)	997-0052 鶴岡市末広町3-1 (鶴岡駅前マリカ東館3階内)	http://www.shonai-sansin.or.jp/
バイオ産業推進室	0235-29-1620 (0235-23-8231)	997-0052 鶴岡市覚岸寺字水上246-2 (鶴岡市先端研究産業支援センター内)	

関係機関連絡先一覧

● 県内の支援機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形県信用保証協会 企業支援部	023-647-2247 (023-647-3201)	990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル12階	http://www.ysh.or.jp/
本店営業部 (保証第一課・保証第二課)	023-647-2240 (023-646-2883)	990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル11階	
米沢支店	0238-23-7630 (0238-24-5647)	992-0027 米沢市駅前3-1-91	
鶴岡支店	0235-22-6122 (0235-24-6388)	997-0034 鶴岡市本町2-7-5	
酒田支店	0234-22-7644 (0234-24-3315)	998-0858 酒田市緑町20-60	
新庄支店	0233-22-3171 (0233-22-7035)	996-0031 新庄市末広町8-21	
長井支店	0238-84-1674 (0238-84-1012)	993-0011 長井市館町北6-27 TAS3F	

● 県内の金融機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
日本政策金融公庫 山形支店 国民生活事業 中小企業事業	023-642-1331 (023-625-1249) 023-641-7941 (023-623-9697)	990-0042 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館	http://www.jfc.go.jp/
米沢支店 国民生活事業	0238-21-5711 (0238-24-4489)	992-0045 米沢市中央4-1-30 米沢商工会議所会館	
酒田支店 国民生活事業	0234-22-3120 (0234-24-9419)	998-0036 酒田市船場町1-1-2	
商工組合中央金庫 山形支店	023-632-2111 (023-631-3174)	990-0038 山形市幸町2-1	http://www.shokochukin.co.jp/
酒田支店	0234-24-3922 (0234-24-5102)	998-0044 酒田市中町2-6-22	
山形銀行 営業企画部	023-634-7027 (023-624-6625)	990-8642 山形市七日町3-1-2	http://www.yamagatabank.co.jp/index.shtml
荘内銀行 法人営業部	023-626-9019 (023-626-9033)	990-0043 山形市本町1-4-21	http://www.shonai.co.jp/
きらやか銀行 営業統括部	023-628-3788 (023-623-8121)	990-8611 山形市旅籠町3-2-3	http://www.kirayaka.co.jp/
七十七銀行 山形支店	023-631-8157 (023-641-5277)	990-0039 山形市香澄町3-1-3	http://www.77bank.co.jp/
北都銀行 酒田支店	0234-22-3620 (0234-22-3035)	998-0043 酒田市本町1-2-52 酒田共栄火災ビル	http://www.hokutobank.co.jp/index.htm

関係機関連絡先一覧

● 県内の金融機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形信用金庫 審査管理部	023-632-2161 (023-624-3052)	990-2492 山形市鉄砲町2-18-5	http://www.y-shinkin.co.jp/
米沢信用金庫 融資部	0238-22-3433 (0238-22-3588)	992-0031 米沢市大町5-4-27	http://www.shinkin.co.jp/yonezawa/
鶴岡信用金庫 融資部	0235-22-2598 (0235-24-2511)	997-0035 鶴岡市馬場町1-14	http://www.tsuruoka-sk.jp/
新庄信用金庫 営業本部融資部	0233-22-4222 (0233-28-2071)	996-0027 新庄市本町2-9	http://www.shinjosk.co.jp/
山形中央信用組合 融資部	0238-84-2289 (0238-84-3300)	993-8642 長井市本町1-3-3	http://www.yamachuu-ca.co.jp/index.html
北郡信用組合 融資部	0237-55-5580 (0237-55-5582)	995-0016 村山市榎岡晦日町1-8	http://kitagunshinkumi.jp/index.html
山形第一信用組合 融資部	0238-52-1410 (0238-52-3580)	992-0351 東置賜郡高畠町大字高畠687	http://www.yamagatadaichi.com/index.html

● 県内の主な高等教育機関等(産学官連携)

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形大学 国際事業化研究センター	0238-26-3480 (0238-26-3633)	992-8510 米沢市城南4-3-16	http://www.big-i.yamagata-u.ac.jp/
東北芸術工科大学 共創デザイン室	023-627-2199 (023-627-2154)	990-9530 山形市上桜田3-4-5	http://www.tuad.ac.jp/kyoso/index.html
東北公益文科大学	0234-41-1111 (0234-41-1133)	998-8580 酒田市飯森山3-5-1	http://www.koeki-u.ac.jp/
慶應義塾大学 先端生命科学研究所	0235-29-0800 (0235-29-0809)	997-0035 鶴岡市馬場町14-1	http://www.iab.keio.ac.jp/jp/
鶴岡工業高等専門学校 地域連携センター	0235-25-9453 (0235-24-1840)	997-8511 鶴岡市井岡字沢田104	http://www.tsuruoka-nct.ac.jp/renkei/
産業技術短期大学校 庄内校	023-643-8431 (023-643-8687)	990-2473 山形市松栄2-2-1	http://www.yamagata-cit.ac.jp/index3.html
	0234-31-2300 (0234-31-2770)	998-0102 酒田市京田3-57-4	http://www.shonai-cit.ac.jp/
山形職業能力開発専門校	023-644-9227 (023-644-6850)	990-2473 山形市松栄2-2-1	http://www.yamagatanoukai.jp/
庄内職業能力開発センター	0234-31-2700 (0234-31-2710)	998-0102 酒田市京田3-57-4	http://www.shonai-cit.ac.jp/center/index.htm

関係機関連絡先一覧

● 国の機関、国の関係機関

機関等名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
中小企業庁 事業環境部 取引課 経営支援部 経営支援課 小規模企業振興課	03-3501-1511 03-3501-1669 03-3501-1763 (03-3501-7099) 03-3501-2036 (03-3501-7099)	100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	http://www.chusho.meti.go.jp/
東北経済産業局 産業部 中小企業課 経営支援課 新事業促進室 国際課 地域経済部 産業支援課 産業技術課 特許室 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 電力・ガス事業課 ガス事業室	022-263-1111 022-221-4922 (022-215-9463) 022-221-4806 (022-215-9463) 022-221-4923 (022-215-9463) 022-221-4907 (022-223-2658) 022-221-4882 (022-223-2658) 022-221-4897 (022-265-2349) 022-223-9730 (022-262-5906) 022-221-4932 (022-213-0757) 022-221-4941 (022-213-0757) 022-221-4936 (022-213-0757)	980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎5・6階	http://www.tohoku.meti.go.jp/
(独)中小企業基盤整備機構 東北本部 企画調整部 企画調整課 経営支援部 経営支援課 連携推進課 地域振興課 共済部 共済普及課	022-399-6111 (022-399-9015) 022-716-1751 (022-716-1752) 022-399-9031 (022-399-9032) 022-399-9058 (022-716-1752) 022-393-4138 (022-399-9068)	980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1仙台第一生命タワービル 6階	http://www.smrj.go.jp/tohoku/
中小企業大学校 仙台校	022-392-8811 (022-392-8812)	989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	キーワード「仙台校」で検索
山形労働局 労働基準部 賃金室 職業安定部 職業安定課 職業対策課 雇用均等室	023-624-8224 (023-624-8345) 023-626-6109 (023-635-0580) 023-626-6101 (023-635-0581) 023-624-8228 (023-624-8246)	990-8567 山形市香澄町3-2-1山交ビル3階	http://yamagata-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/

関係機関連絡先一覧

● 国の機関、国の関係機関

機 関 等 名	TEL(FAX)	所 在 地	HPアドレス
ハローワーク山形	023-684-1521 (023-684-2448)	990-0813 山形市松町2-6-13	http://yamagata-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/
ハローワーク米沢	0238-22-8155 (0238-22-8158)	992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎内	山形労働局ホームページ http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/
ハローワーク酒田	0234-27-3111 (0234-27-3575)	998-8555 酒田市上安町1-6-6	
ハローワーク鶴岡	0235-25-2501 (0235-25-2504)	997-0013 鶴岡市道形町1-13	
ハローワーク新庄	0233-22-8609 (0233-22-7849)	996-0011 新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎内	
ハローワーク長井	0238-84-8609 (0238-84-2342)	993-0051 長井市幸町15-5	
ハローワーク村山	0237-55-8609 (0237-53-3138)	995-0034 村山市楯岡五日町14-30	
ハローワーク寒河江	0237-86-4221 (0237-86-7723)	991-8505 寒河江市大字西根字石川西340	
山形税務署	023-622-1611	990-8606 山形市大手町1-23	
米沢税務署	0238-22-6320	992-8610 米沢市門東町1-1-9	
鶴岡税務署	0235-22-1401	997-0033 鶴岡市泉町5-70	
酒田税務署	0234-33-1450	998-8633 酒田市光ヶ丘2-2-36	
新庄税務署	0233-22-5111	996-0001 新庄市五日町字宮内241	
寒河江税務署	0237-86-2244	991-0021 寒河江市中央2-2-35	
村山税務署	0237-53-2151	995-8691 村山市楯岡笛田1-9-34	
長井税務署	0238-84-1810	993-0085 長井市高野町2-7-37	
東京中小企業投資育成株式会社 業務第三部	03-5469-5853 (03-5469-5862)	150-0002 東京都渋谷区渋谷3-29-22	http://www.sbic.co.jp/

関係機関連絡先一覧

● 市町村

市町村名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
山形市 商工観光部商工課	023-641-1212 (023-624-8896)	990-8540 山形市旅籠町2-3-25	http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/
寒河江市 商工振興課	0237-86-2111 (内線362) (0237-86-7100)	991-8601 寒河江市中央1-9-45	http://www.city.sagae.yamagata.jp/
上山市 商工課	023-672-1111 (023-672-1112)	999-3192 上山市河崎1-1-10	http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/
村山市 商工観光課企業誘致対策室	0237-55-2111 (内線153) (0237-53-5950)	995-8666 村山市中央1-3-6	http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/sho_kogyo/
天童市 経済部商工観光課	023-654-1111 (023-653-0744)	994-8510 天童市老野森1-1-1	http://www.city.tendo.yamagata.jp/busiindust/sangyo/index.html
東根市 経済部商工観光課商工労政係	0237-42-1111 (0237-43-1151)	999-3795 東根市中央1-1-1	http://www.city.higashine.yamagata.jp/25.html
尾花沢市 商工観光課企業振興室 企業振興係	0237-22-1111 (0237-22-3222)	999-4292 尾花沢市若葉町1-1-3	http://www.city.obanazawa.yamagata.jp
山辺町 産業課商工観光係	023-667-1106 (023-667-1108)	990-0392 東村山郡山辺町緑ヶ丘5	http://www.town.yamanobe.yamagata.jp/
中山町 産業振興課産業振興グループ	023-662-2114 (023-662-5176)	990-0492 東村山郡中山町大字長崎120	http://www.town.nakayama.yamagata.jp/
河北町 商工観光課商工振興係	0237-73-5162 (0237-72-7333)	999-3511 西村山郡河北町谷地戊81	http://www.town.kahoku.yamagata.jp/
西川町 商工観光課	0237-74-4119 (0237-74-2601)	990-0792 西村山郡西川町大字海味510	http://www.town.nishikawa.yamagata.jp/
朝日町 総合産業課商工観光係	0237-67-2111 (0237-67-2117)	990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿1115	http://www.town.asahi.yamagata.jp/
大江町 政策推進課起業推進係	0237-62-2139 (0237-62-4736)	990-1101 西村山郡大江町大字左沢 882-1	http://www.town.oe.yamagata.jp/
大石田町 産業振興課商工観光グループ	0237-35-2111 (0237-35-2118)	999-4112 北村山郡大石田町緑町1	http://www.town.oishida.yamagata.jp/
新庄市 商工観光課企業立地・商工振興室	0233-22-2111 (0233-22-0989)	996-8501 新庄市沖の町10-37	http://www.city.shinjo.yamagata.jp/
金山町 産業課商工景観交流係	0233-52-2111 (0233-52-2004)	999-5402 最上郡金山町大字金山324-1	http://www.town.kaneyama.yamagata.jp/
最上町 産業振興センター (交流促進課産業振興係)	0233-43-2340 (0233-43-2319)	999-6101 最上郡最上町向町581	http://mogami.tv/
舟形町 産業振興課商工観光班	0233-32-2111 (0233-32-3250)	999-4601 最上郡舟形町舟形263	http://www.town.funagata.yamagata.jp/
真室川町 産業課6次産業化・商工観光担当	0233-62-2111 (0233-62-2731)	999-5312 最上郡真室川町大字新町127-5	http://www.yume-net.org/
大蔵村 産業振興課商工観光係	0233-75-2111 (0233-75-2231)	996-0212 最上郡大蔵村大字清水2528	http://www.vill.ohkura.yamagata.jp/
鮭川村 産業振興課林政商工係	0233-55-2111 (0233-55-3269)	999-5292 最上郡鮭川村大字佐渡2003-7	http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/
戸沢村 産業振興課地域づくり推進係	0233-72-2527 (0233-72-2116)	999-6401 最上郡戸沢村大字古口270	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/
米沢市 産業部商工課	0238-22-5111 (0238-24-4541)	992-8501 米沢市金池5-2-25	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/

関係機関連絡先一覧

● 市町村

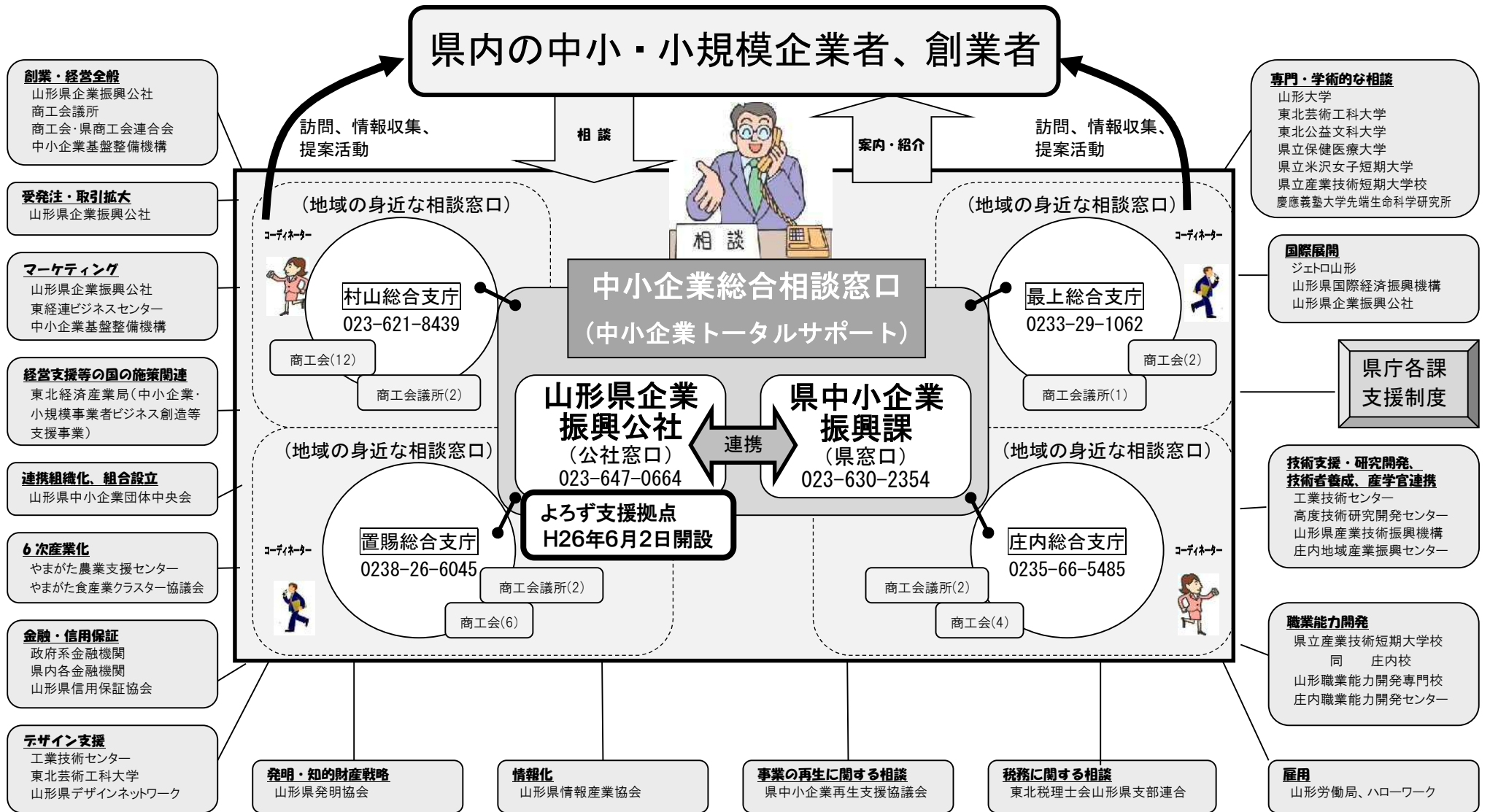
市町村名	TEL(FAX)	所在地	HPアドレス
長井市 商工観光課	0238-87-0826 (0238-88-5914)	993-8601 長井市ままの上5-1	http://www.city.nagai.yamagata.jp/
南陽市 商工観光ブランド課商工労政係	0238-40-3211 (内線312) (0238-40-3422)	999-2292 南陽市三間通436-1	http://www.city.nanyo.yamagata.jp/
高畠町 産業経済課商工振興係	0238-52-2019 (0238-52-1543)	992-0392 東置賜郡高畠町大字高畠436	http://www.town.takahata.yamagata.jp/
川西町 産業振興課商工観光グループ	0238-42-6645 (0238-42-2600)	999-0193 東置賜郡川西町大字上小松1567	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/sangyokanko/index.html
小国町 産業振興課商工労政担当	0238-62-2416 (0238-62-5464)	999-1363 西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70	http://www.town.oguni.yamagata.jp/guide/duties/sangyo/sangyo.html
白鷹町 産業振興課商工振興係	0238-85-6136 (0238-85-2128)	992-0892 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833	http://www.town.shirataka.lg.jp/
飯豊町 商工観光課産業連携室	0238-87-0523 (0238-72-3827)	999-0696 西置賜郡飯豊町大字樺2888	http://www.town.iide.yamagata.jp/shigotosangyou/index.html
鶴岡市 商工観光部商工課	0235-25-2111 (0235-25-7111)	997-8601 鶴岡市馬場町9-25	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/
酒田市 商工港湾課 企業誘致・産業振興対策室	0234-26-5361 (0234-22-3910)	998-0044 酒田市中町2-5-10	http://www.city.sakata.lg.jp/
雇用対策係	0234-26-5757 (0234-22-3910)		
三川町 産業振興課	0235-35-7015 (0235-66-5550)	997-1301 東田川郡三川町大字横山字西田85	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/
庄内町 商工観光課商工労働係	0234-42-0138 (0234-42-2559)	999-7781 東田川郡庄内町余目字三人谷地13-1	http://www.town.shonai.lg.jp/hp/menu000002100/hpg000002091.htm
遊佐町 産業課産業創造係	0234-72-4522 (0234-72-5896)	999-8301 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211	http://www.town.yuza.yamagata.jp/

関係機関連絡先一覧

● 認定職業訓練施設

	施設名	TEL(FAX)	所在地
村山	河北高等技能専門学校	0237-72-5211 (0237-72-2880)	999-3513 河北町谷地字所岡142-2
	東根高等職業訓練校	0237-43-2345 (0237-43-5432)	999-3711 東根市中央1-3-1
	山形県電気工事高等職業訓練校	023-634-9050 (023-634-9088)	990-0025 山形市あこや町1-5-7
	山形ヘアファッション スクール	023-641-5222 (023-625-1914)	990-0053 山形市薬師町1-4-25
	竹田和裁研究所高等職業訓練校	023-641-6260 (023-641-6279)	990-0033 山形市諏訪町2-1-21
	山形観光アカデミー	023-646-0353 (023-646-6334)	990-8580 山形市城南町1-1-1
	寒河江市技術交流プラザ	0237-86-1991 (0237-86-1992)	991-0061 寒河江市中央工業団地153-1
	デザイン開発機構	023-645-3192 (023-645-6353)	990-2345 山形市富神台27
	SBC高等美容専門学校	023-654-3223 (023-654-3222)	994-0026 天童市東本町2-9-27
	サルビア理・美容職業訓練校	023-631-6359 (023-625-4406)	990-2493 山形市美畑町8-1
	感動アカデミー本校	023-641-9585 (023-641-9181)	990-0074 山形市芳野64
最上	新庄マイスターカレッジ	0233-22-4599 (0233-28-7311)	996-0041 新庄市鳥越字玉の木999
置賜	米沢市高等技能専門学校	0238-21-3360 (0238-21-3361)	992-0044 米沢市春日4-2-100
	長井高等職業訓練校	0238-84-1924 (0238-84-4826)	993-0002 長井市屋城町6-53
	山形工科短期大学校	0238-88-1971 (0238-88-1981)	993-0021 長井市上伊佐沢字一道二 6958-1
	認定訓練センターパルコモード ファッションスクール	0238-23-8201 (0238-23-8203)	992-0054 米沢市城西4-4-21
	TL会館山形ハイメカヒューマン カレッジ	0238-43-6870 (0238-49-2129)	999-2204 南陽市川樋1400-1
庄内	鶴岡高等職業訓練校	0235-22-2832 (0235-22-3370)	997-0047 鶴岡市大塚町26-13
	庄内職業高等専門学校	0234-33-3020 (0234-35-2881)	998-0006 酒田市ゆたか3-7-12
	環日本海美容アカデミー	0235-68-2213 (0235-68-2232)	997-1301 三川町大字横山字袖東3-8
	八幡自動車商会ビジネス	0234-21-2775 (0234-21-2776)	998-0831 酒田市東両羽町8-6

中小企業トータルサポートの体制



中小企業トータルサポート (県 窓 口) : 山形市松波 2-8-1 山形県庁 8 階 山形県中小企業振興課

電話 023-630-2354 FAX 023-630-3267

中小企業トータルサポート (公社窓口) : 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階 山形県企業振興公社

電話 023-647-0664 FAX 023-647-0666